

「貧困の連鎖から、支え合い・助け合いが循環する社会」

の実現をめざして

次の時代の担い手となるのは、今を生きる子どもたちです。その子どもたちが、自分の将来に対し、自分の可能性を信じて前向きに挑戦し、未来を切り開いていけるよう応援することが私たちの役割です。しかしながら、現実にはその生まれ育った家庭の事情などで子どもたちの未来が大きく左右されてしまう場合が少なくありません。

平成25年に厚生労働省が実施した「国民生活基礎調査」では、子どもの貧困率が16.3%となっており、6人に1人の子どもが相対的な貧困状態にあるという結果が出ています。本市においても、計画の策定にあたり実施したアンケート調査の結果からは、「お金がなくて家族が必要とする食べ物や衣服を買えないことがあった」と答えた家庭が一定数あり、また、子どもの塾や習い事、学習や進学への希望、旅行などの体験の機会など、生活が厳しい家庭の子どもたちは、必要以上の我慢を強いられているのではないかと推測できる結果となっています。

貧困対策を考えたとき、貧しさの解消は、1つの自治体だけでできるものではありません。国として、社会全体として取り組むべきことがあります。しかしながら、貧しさからくる困りごとに対しては、子どもたちに一番身近な行政である地元自治体が積極的に関わっていかねばなりません。この度策定した「彦根市子どもの貧困対策計画」は、計画期間が3年間です。当然、この3年間で子どもの貧困問題が解消されるものではありませんが、今を生きる子どもたちが、家族に応援され、学校に応援され、地域に応援される社会、そのことを子どもたちが実感できる地域社会を築くことが必要であると考えます。そして、この計画での各施策を確実に展開していくことで、みんなに応援されて育った子どもたちが、将来、地域社会を応援する若者・大人となっていくように、支え合い・助け合いが循環するまちづくりを目指してまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました子ども・若者会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の皆様、調査に協力いただきました関係機関の皆様、またアドバイザーとして専門的な見地からご意見をいただきました幸重様に対し、厚くお礼申し上げます。彦根市としての子どもの貧困対策は始まったばかりです。決して一過性のもので終わらせることなく、他人事ではない自分自身の問題、地域社会全体の問題であることを認識し、市民総がかりで取り組んでまいります。

平成29年3月

彦根市長 大久保 貴

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 子どもの貧困対策についての基本的な考え方	1
2. 子どもの貧困を取り巻く近年の動き	2
3. 計画の位置付け	3
4. 計画期間	3
第2章 彦根市の子どもを取り巻く状況	4
1. 統計データから見る現状	4
(1) 人口・世帯（国勢調査）	4
(2) 支援・経済状況および保護者の就労状況	6
(3) 子どもの学習・学校教育	10
(4) 子どもの健康や生活の状況	15
(5) ひとり親家庭（母子世帯・父子世帯）の状況	19
2. アンケート調査	21
(1) 各種調査の概要	21
(2) 彦根市子どもの生活に関するアンケート調査 結果まとめ	22
(3) 関係団体および子どもへの聞き取り調査 結果まとめ	33
3. 子どもの貧困に関する課題の整理と必要な取組	37
第3章 計画の方針	41
1. 計画の目標および基本視点	41
2. 施策体系	42
第4章 計画の施策展開	43
基本視点1 子どもたちの学びを応援	43
基本視点2 子どもたちの育ちを応援	46
基本視点3 みんなで応援	49
第5章 計画の成果指標	52
基本視点1 子どもたちの学びを応援	52
基本視点2 子どもたちの育ちを応援	53
基本視点3 みんなで応援	54
第6章 計画の推進体制	55
1. 計画の進行管理	55
2. 関係機関との連携	55

資料編	56
1. 子ども・若者プランの概要	56
(1) 計画の概要.....	56
(2) 計画の基本視点と施策体系.....	57
(3) 指標.....	58
2. 彦根市教育大綱の概要（平成 28 年 2 月策定）	59
(1) 趣旨.....	59
(2) 期間.....	59
(3) 体系図.....	59
(4) 基本方針.....	59
(5) 基本目標.....	59
3. 彦根市子ども・若者会議条例	61
4. 彦根市子ども・若者会議 委員名簿	62
5. アドバイザー	62
6. 計画の策定経過	63
7. 用語解説	64

第1章 計画策定の趣旨

1. 子どもの貧困対策についての基本的な考え方

厚生労働省が実施した「平成 25 年国民生活基礎調査」の結果では、我が国の6人に1人の子どもが相対的な貧困状況※にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当しているという結果が出ています。

こうした家庭の経済状況が子どもの学力や進学に影響し、それが成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態が連鎖してしまうことが問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことは急務となっています。

このような状況を受け、国は子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、また、具体的な方針を示した「子供の貧困対策に関する大綱」を策定、平成 27 年に「子供の未来応援国民運動」を始動させました。さらに、内閣府の子どもの貧困対策会議は経済的に厳しい状況に置かれているひとり親世帯や多子世帯の自立支援を目的とした「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を取りまとめ、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する動きを進めています。

貧困の連鎖を防ぐためには、親への就労支援や子どもへの教育支援など、貧困からの脱却のための未来に向けた支援が必要です。また、子どもが貧困状態にあることを家庭の自己責任として放置せず、社会全体として応援・支援できる環境づくりが求められます。こうした中で、彦根市（以下「本市」）においても「彦根市子ども・若者プラン（平成 27 年3月）」に記載した関連施策や既存の取り組みを整理し、本市での子どもを取り巻く現状を把握した上で「彦根市子どもの貧困対策計画（以下「本計画」）」を策定するものです。

なお、子どもの貧困対策の実施にあたっては、本計画のほか「彦根市子ども・若者プラン」「彦根市教育大綱」などの関連施策と分野横断的に取り組んでまいります。

■子供の貧困対策に関する大綱 — 子供の貧困対策に関する基本的な方針 — 抜粋

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子どもに示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

※相対的貧困とは、「他との比較により貧困である状況」であり、生死の境にあるような状態を指す「絶対的貧困」に対して、当該社会において普通とされる生活ができない状態を指します。

2. 子どもの貧困を取り巻く近年の動き

平成 25 年6月に、子どもの貧困対策の推進施策の基本となる事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、子どもの貧困に焦点をあてた取り組みが動き始めました。

平成 27 年 12 月の子どもの貧困対策会議では、具体的に、ひとり親家庭の生活、学び、仕事、住まいを支援する「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」などが決定されました。

■子どもの貧困対策に関する国の動向

平成 25 年	6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律 成立・公布
	1月	子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行
平成 26 年	8月	子供の貧困対策に関する大綱 閣議決定
	4月	子供の未来応援国民運動 発起人集会 ○子供の未来応援国民運動趣意書を採択 ○総理から、ひとり親家庭の自立支援などのため、施策の充実について、夏を目途にその方向性をとりまとめ、年末を目途に財源確保を含めた政策パッケージを策定するよう指示
平成 27 年	10月	子供の未来応援国民運動 始動 ○ホームページ(支援情報ポータルサイト、マッチングサイトなど)の開設、基金への募金受入れ開始
	10月	子供の未来応援国民運動発起人会議 ○「子供の未来応援基金への御協力について」を決議
	11月	「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策ー成長と分配の好循環の形成に向けてー」をとりまとめ
	12月	子どもの貧困対策会議(「 <u>すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト</u> 」決定)
平成 28 年	6月	ニッポン一億総活躍プラン 閣議決定
	7月	子供の貧困対策に関する有識者会議 開催 ○平成 27 年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況を公表

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の第9条において、都道府県は子どもの貧困対策計画策定の努力義務があり、滋賀県では「淡海子ども・若者プラン」(平成 27 年度～平成 31 年度)を県の計画として位置付け、国の大綱に基づく4つの支援について盛り込んでいます。

■滋賀県 淡海子ども・若者プラン (平成 27 年度～平成 31 年度)

3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支える施策の推進

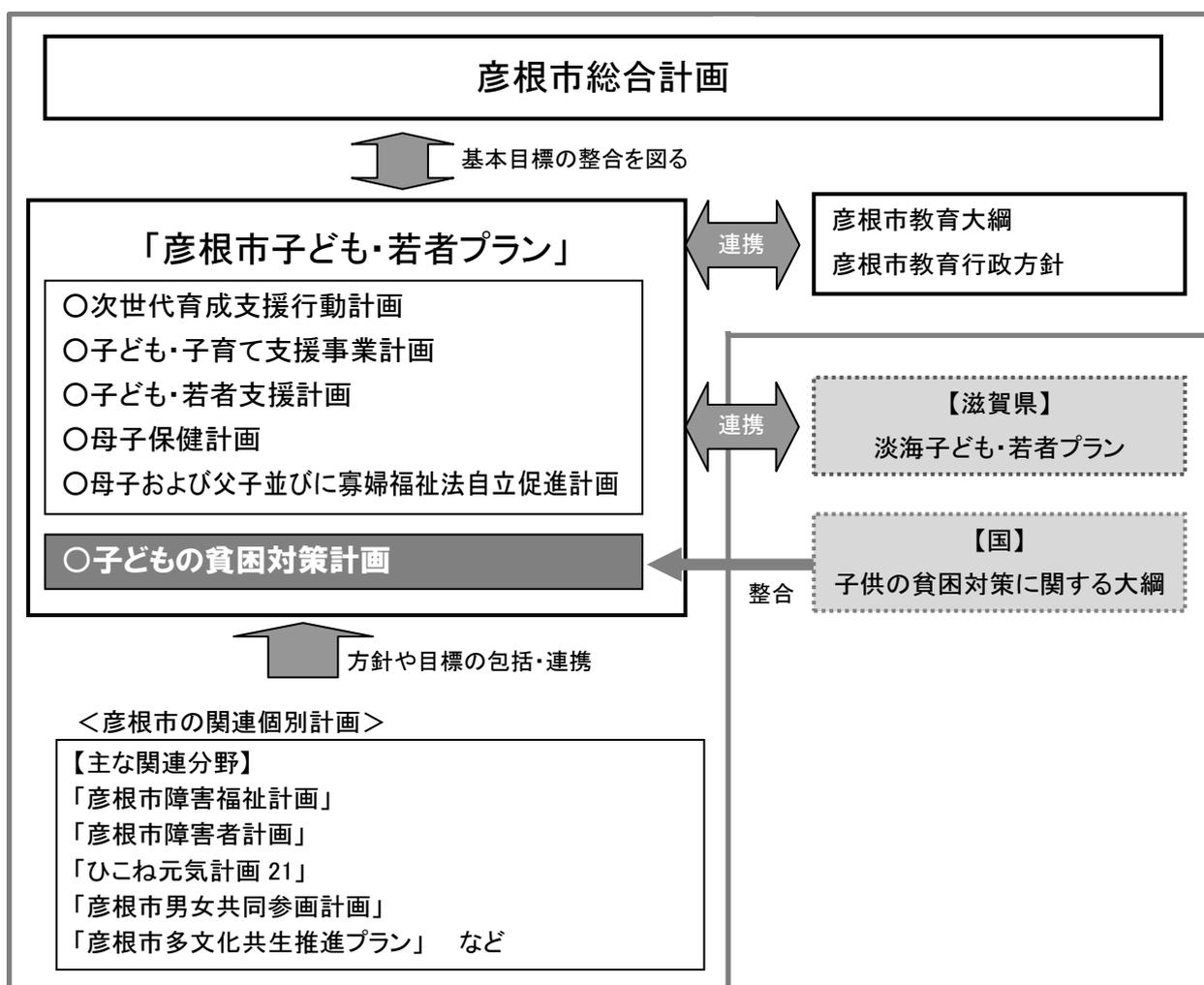
(3) 子どもの貧困 対策の推進	一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援
	貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援
	世帯の生活を下支えするための経済的支援
	子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援

3. 計画の位置付け

子どもの貧困対策計画の策定については、市区町村に策定を義務付ける法的根拠はありませんが、現在本市では、平成27年3月に策定した「彦根市子ども・若者プラン」の中において、「基本視点3 みんながともに育つための子ども・若者への支援」などでの施策を子どもの貧困に関する取り組みと位置付けています。しかし、市内における子どもの貧困に関する状況を把握した上での施策として十分でないという認識から、「子どもの貧困」に視点を置いたアンケート調査を実施・分析し、市内の状況や資源量を把握した上で、国の定める「子供の貧困に関する大綱」との整合性も図りながら計画を策定しました。

なお、本計画は個別計画ではなく、「彦根市子ども・若者プラン」の一部として策定するものであり、『彦根市子ども・若者会議条例』の規定に基づく「彦根市子ども・若者会議」における審議・検討を踏まえて策定しました。

■ 「彦根市子どもの貧困対策計画」の位置付け



4. 計画期間

本計画の期間は、「彦根市子ども・若者プラン」の計画期間との整合性を図り、平成29年度を初年度とし、平成31年度までの3年間とします。

第2章 彦根市の子どもを取り巻く状況

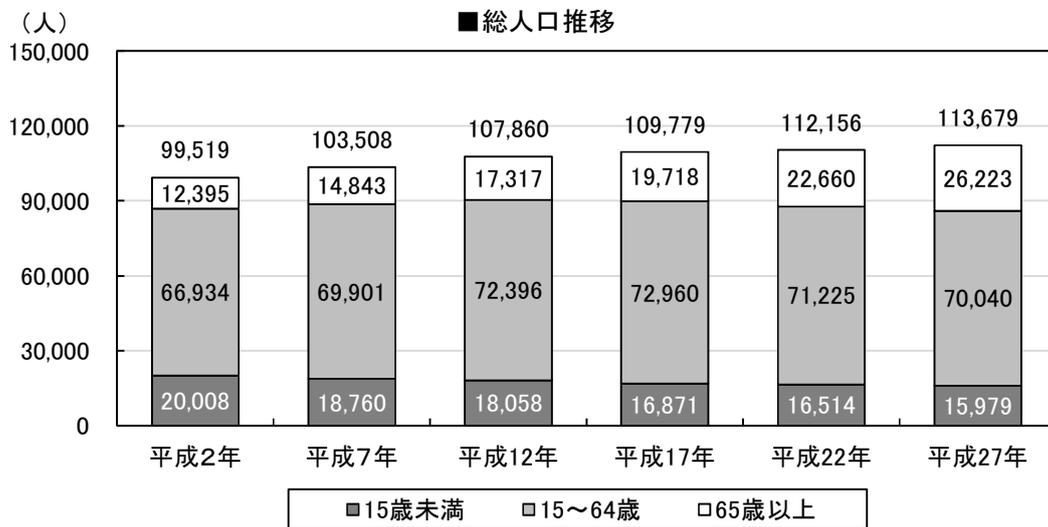
1. 統計データから見る現状

(1) 人口・世帯（国勢調査）

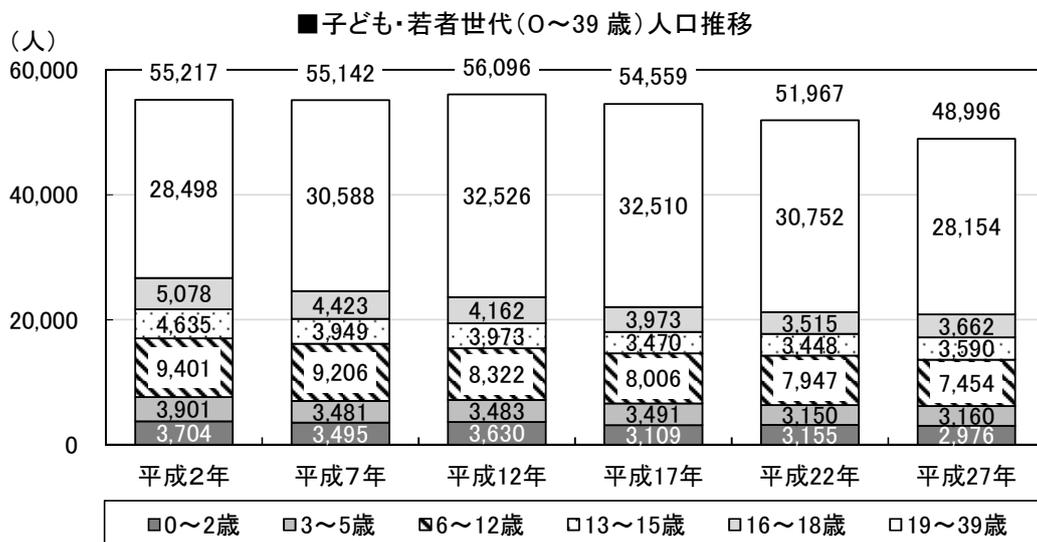
① 総人口

本市の総人口は増加しながら推移し、平成27年では113,679人となっています。年齢3区分別に人口を見ると、65歳以上人口の増加と15歳未満人口の減少が並行して見られ、継続的な少子化・高齢化の傾向が見られます。

また、子ども・若者世代（0～39歳）の人口推移を見ると、総数は平成12年をピークに減少傾向となっています。



※総人口は年齢不詳人口を含みます。
資料：国勢調査



資料：国勢調査

② 外国人人口

本市における外国人人口の推移を見ると、平成2年から平成17年にかけて約3.4倍に増加し、平成17年をピークにほぼ横ばいとなっています。

■外国人人口推移

単位:人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
外国人人口	493	930	1,183	1,676	1,606	1,655

資料:国勢調査

③ 世帯数および世帯分類

本市の総世帯数は、平成2年から平成27年にかけて約1.5倍の増加となっています。また、母子世帯数の増加が見られます。さらに、各世帯構造が一般世帯数に占める割合の推移を見ると、その他親族(三世代等)世帯割合の減少と単身世帯割合の増加の傾向が見られます。

■総世帯数推移

単位:世帯

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	30,861	34,016	38,026	40,704	43,896	45,546

資料:国勢調査

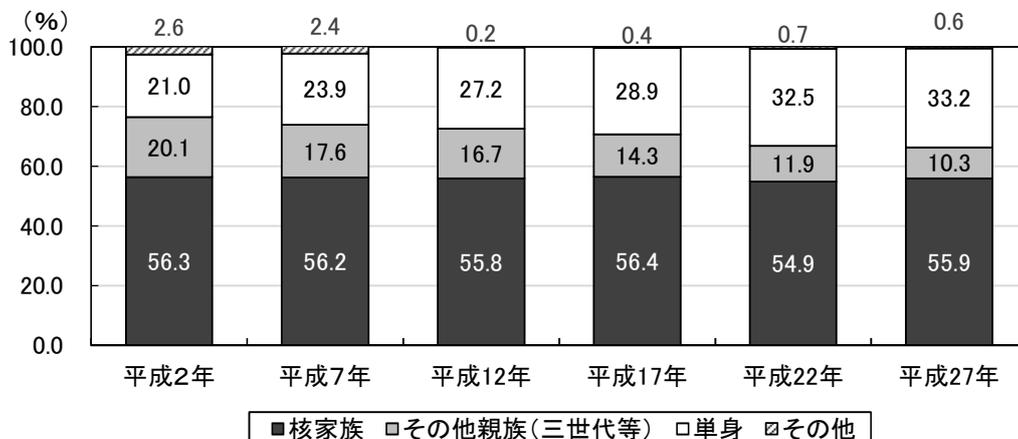
■母子・父子世帯数推移

単位:世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯数	492	634	618	695
父子世帯数	55	61	64	57

※国勢調査での「母子(父子)世帯」とは、未婚、死別または離別の女親(男親)と、未婚の20歳未満の子どものみから成る世帯をいう。
資料:国勢調査

■各世帯構造が一般世帯数に占める割合の推移

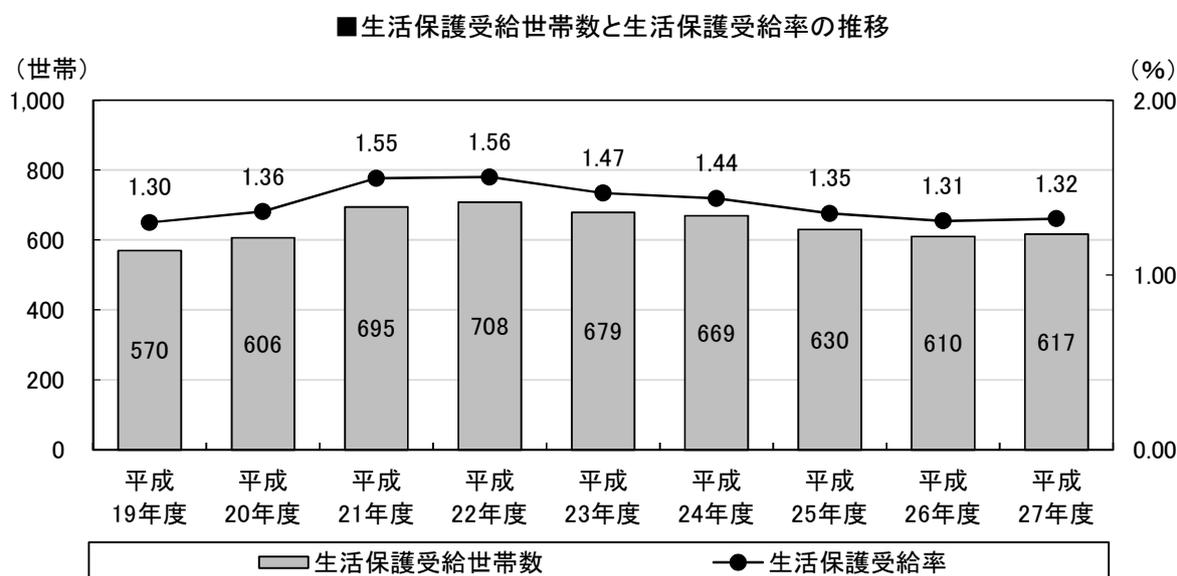


資料:国勢調査

(2) 支援・経済状況および保護者の就労状況

① 生活保護の受給状況

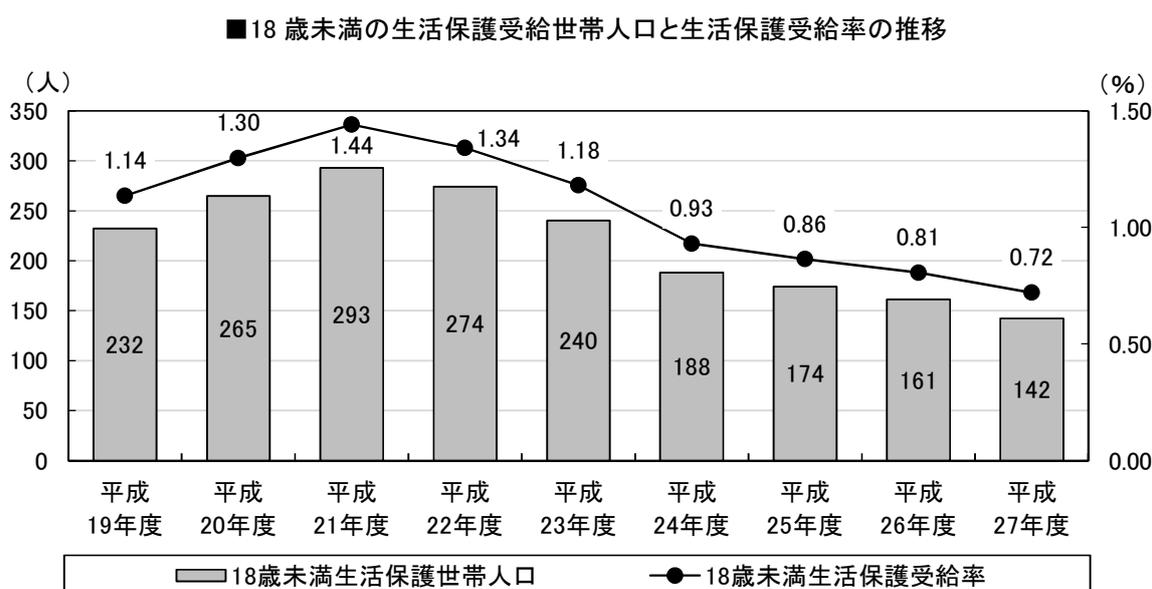
生活保護受給世帯数および受給世帯が総世帯数に占める割合（生活保護受給率）を見ると、受給世帯数、受給率ともに平成 22 年度をピークに減少傾向にあります。



資料：彦根市資料

② 18歳未満の生活保護受給状況

生活保護受給世帯に属する 18 歳未満人口と 18 歳未満生活保護受給率を見ると、人口、受給率ともに平成 21 年度をピークに減少傾向にあり、平成 27 年度では 18 歳未満生活保護受給世帯人口は 142 人、生活保護受給率は 0.72%となっています。

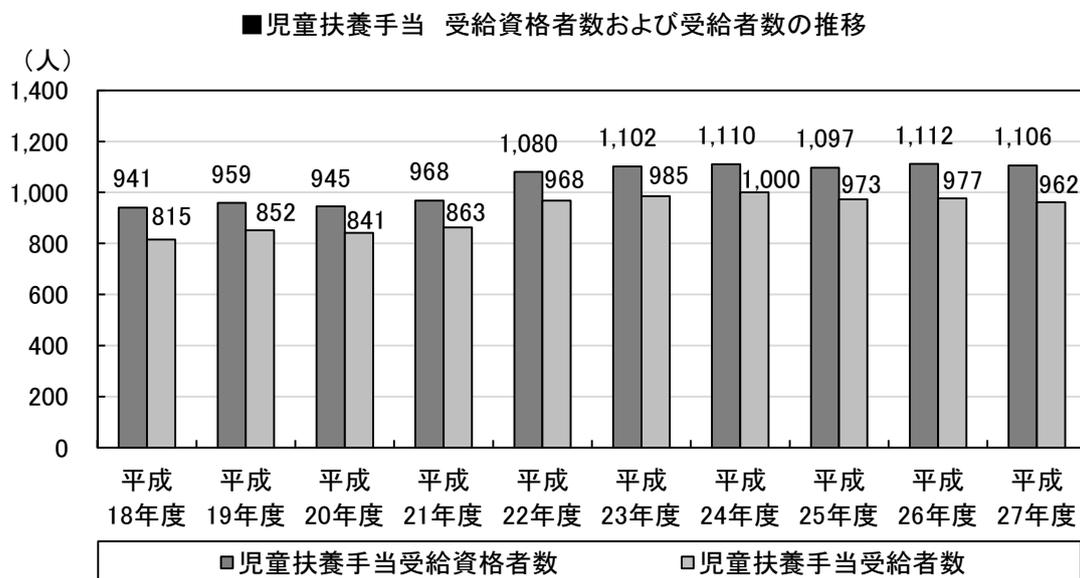


資料：彦根市資料

③ 児童扶養手当受給資格者数および受給者数

児童扶養手当受給資格者数を見ると、父子世帯も児童扶養手当の対象となった平成 22 年度には 1,000 人を超え、以降は高止まりで推移しています。

また、児童扶養手当受給者数を見ると、平成 24 年度に 1,000 人となりましたが、以降は減少傾向で推移しています。



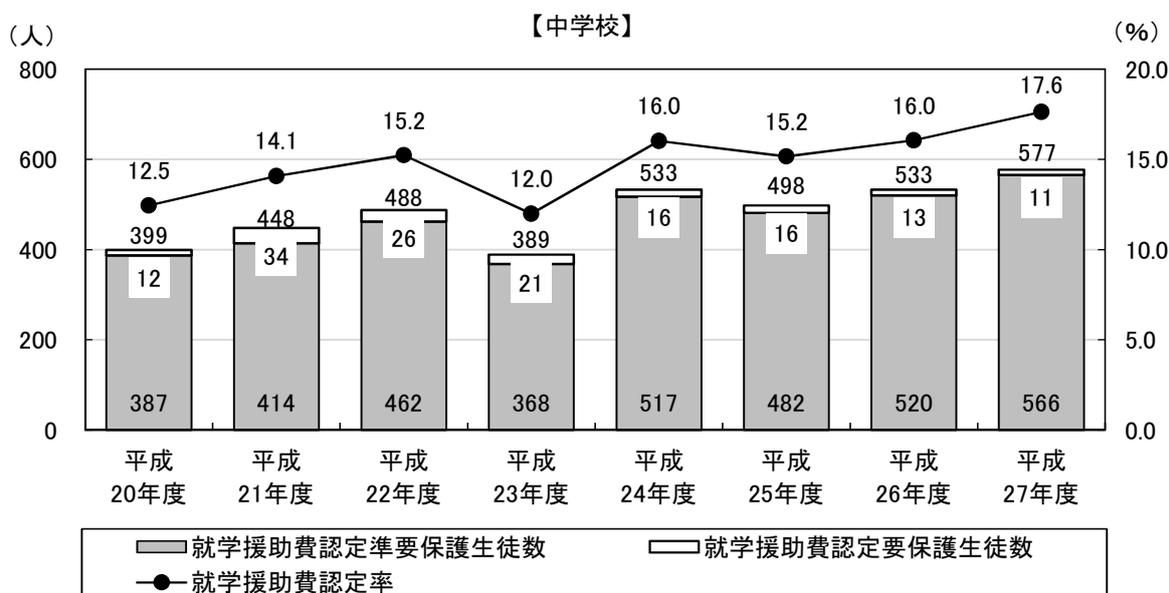
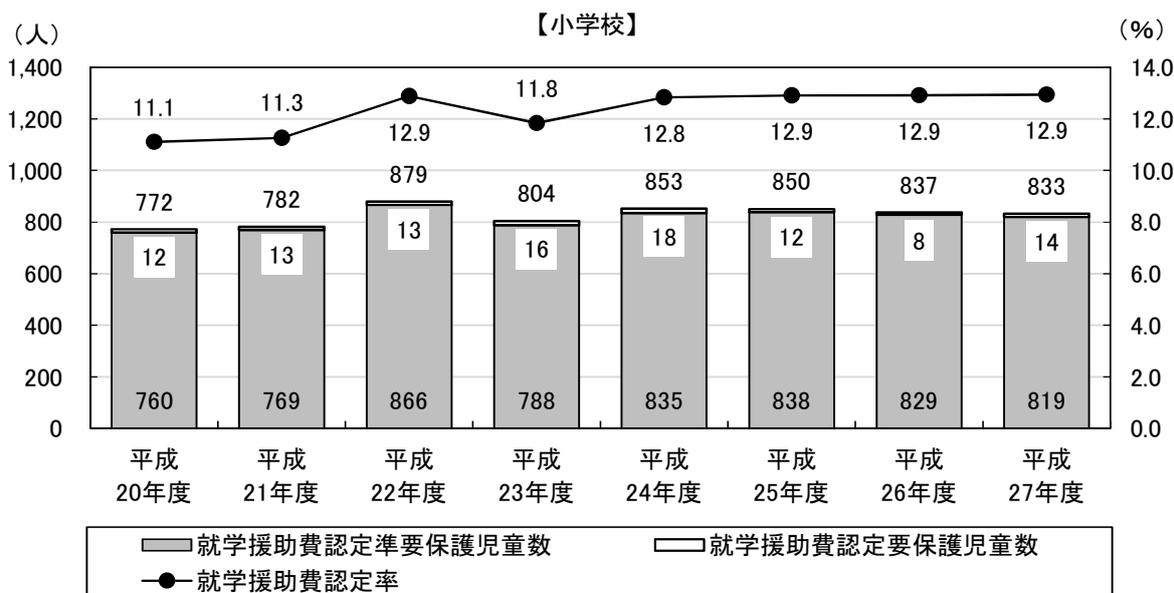
※受給資格者数には、児童扶養手当全部支給額停止を含みます。
資料：彦根市資料

④ 就学援助受給率

就学援助費認定者数および就学援助費認定率を見ると、小学校では増減を繰り返して推移していますが、平成 25 年度以降認定率は 12.9%となり、近年では高止まりの傾向となっています。

中学校では、認定者数・認定率ともに増加傾向にあり、平成 27 年度の認定率は 17.6%となっています。

■就学援助費認定者数および就学援助費認定率の推移



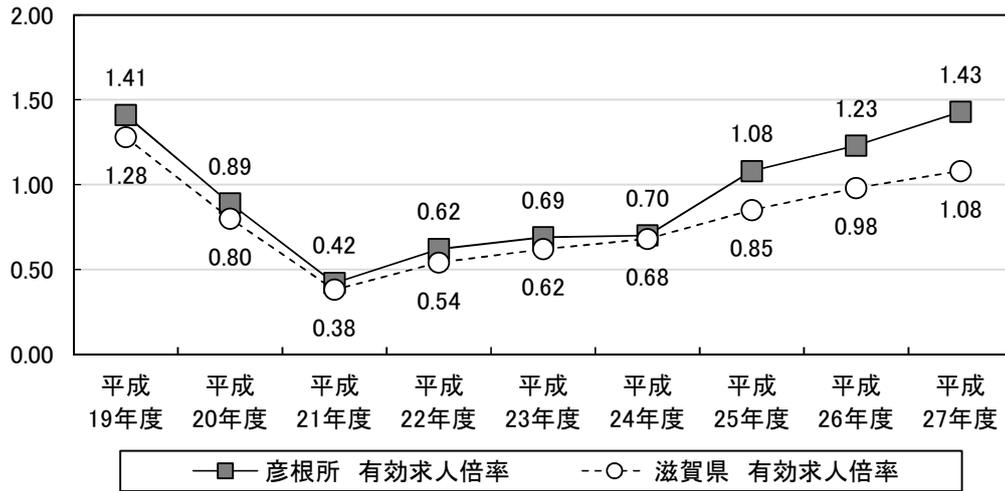
※要保護児童・生徒数は、生活保護受給世帯のうち、修学旅行費もしくは高等学校等入学支度金の認定者数です。
資料：彦根市資料

⑤ 有効求人倍率

ハローワーク彦根が所管する圏域（「彦根所」）における有効求人倍率を見ると、滋賀県よりも高い値で推移しています。また、平成21年度以降は増加傾向に転じ、平成25年度以降は1倍を上回っています。

また、彦根所のパートタイムの有効求人倍率は平成28年9月時点で2.19となっており、滋賀県の値と大きな差があります。

■有効求人倍率の推移



※有効求人倍率は、有効求職者数に対する有効求人数の割合です。
資料：滋賀県労働局統計より抜粋

■パートタイム職業紹介状況

単位：月間有効求人数、月間有効求職者数：人

	平成26年9月			平成27年9月			平成28年9月		
	月間有効求人数	月間有効求職者数	有効求人倍率	月間有効求人数	月間有効求職者数	有効求人倍率	月間有効求人数	月間有効求職者数	有効求人倍率
彦根所 有効求人倍率	/	/	/	2,445	1,138	2.15	2,244	1,026	2.19
滋賀県 有効求人倍率	9,802	8,389	1.17	11,198	7,972	1.40	11,096	7,888	1.41

※有効求人倍率は、月間有効求職者数に対する月間有効求人数の割合です。
資料：滋賀県労働局統計より抜粋

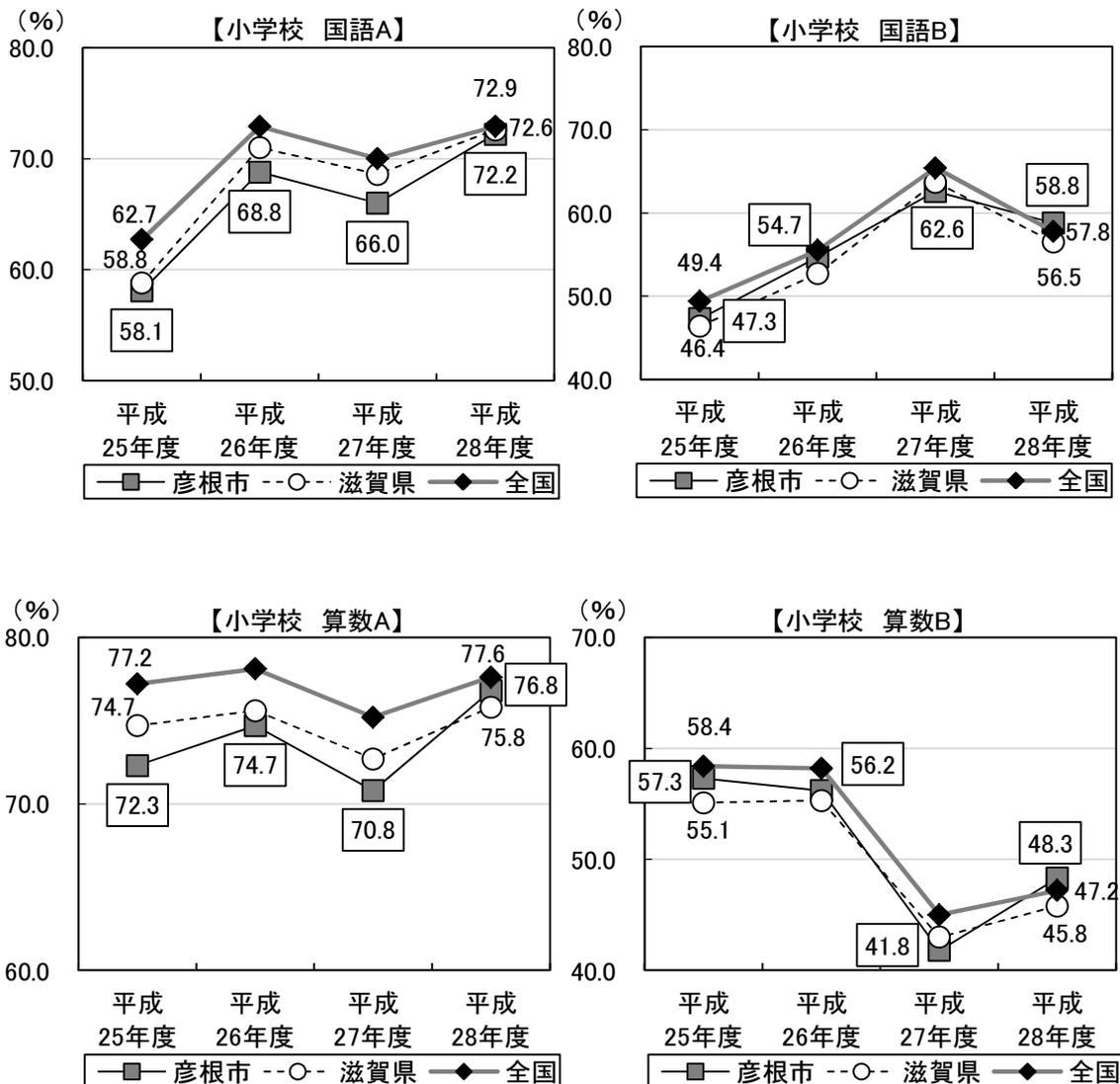
(3) 子どもの学習・学校教育

① 全国学力・学習状況調査での平均正答率

全国学力・学習状況調査での平均正答率を見ると、小学校では、平成28年度に国語A・算数Aの平均正答率が滋賀県や全国との差を縮めていることに加えて、国語B・算数Bでは全国の値を初めて上回っています。

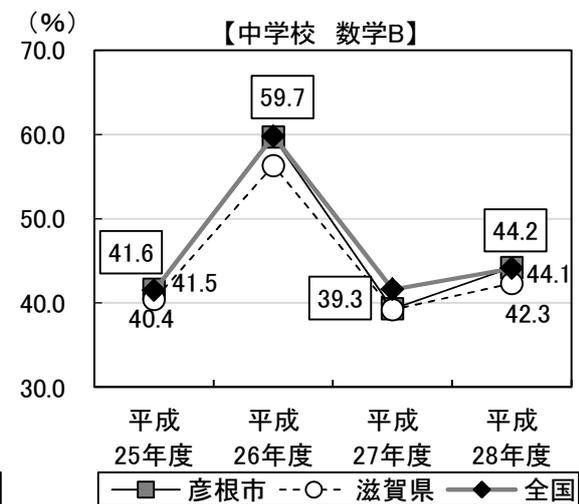
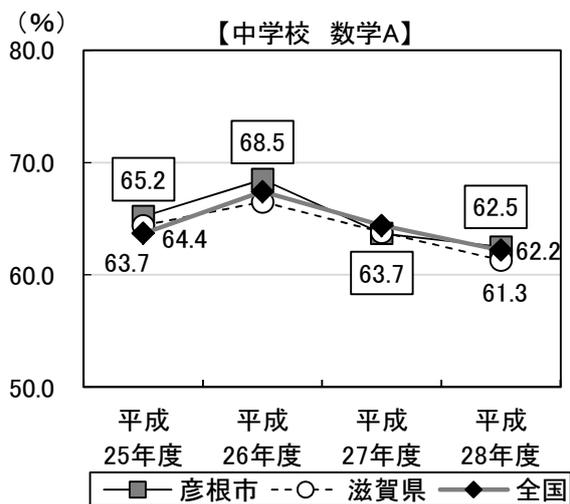
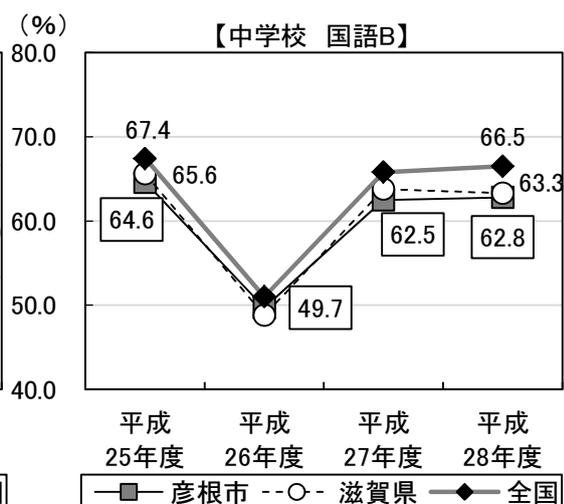
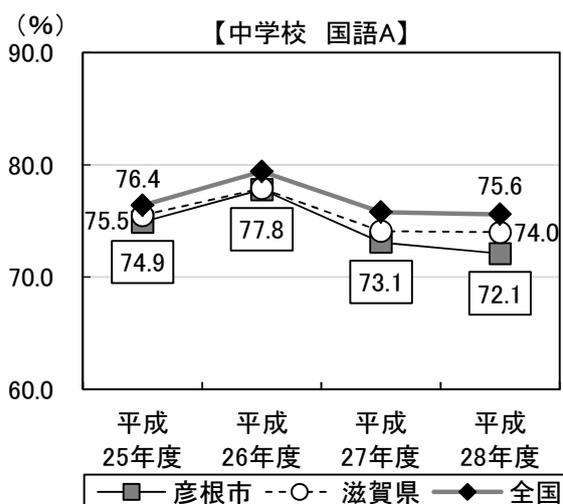
中学校では、国語A・国語Bの平均正答率について、全国平均の値を下回って推移しており、年々差が少しずつ広がっています。

■全国学力・学習状況調査における平均正答率の推移【小学校】



資料:彦根市教育委員会

■全国学力・学習状況調査における平均正答率の推移【中学校】

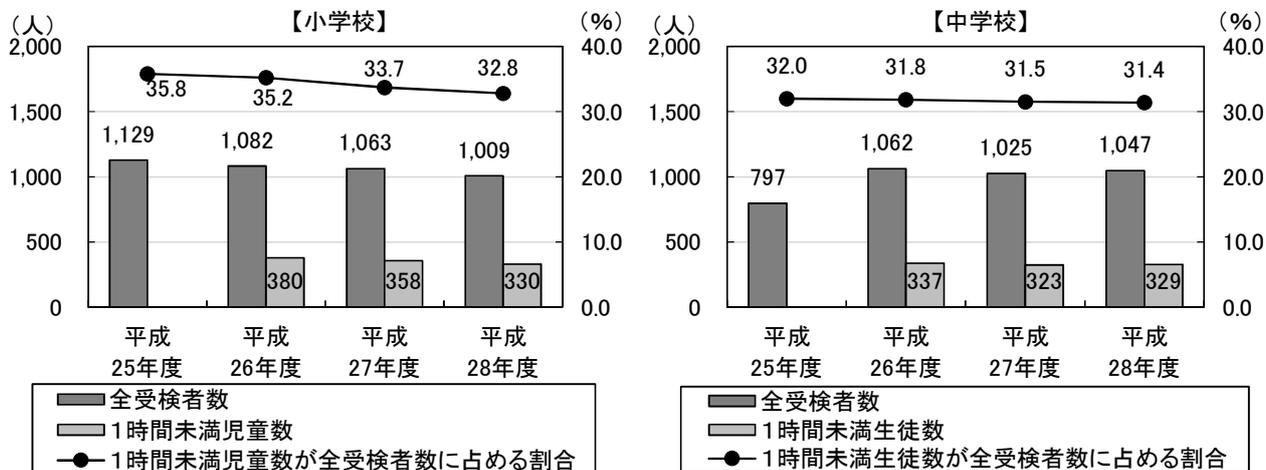


資料：彦根市教育委員会

② 学校外学習時間の状況

全国学力・学習状況調査の受検者のうち、小学校では、学校外学習時間が1時間未満の児童数、割合が少しずつ減少している一方、中学校では、ほぼ横ばいとなっています。

■学校外学習時間が1時間未満の児童生徒の割合の推移

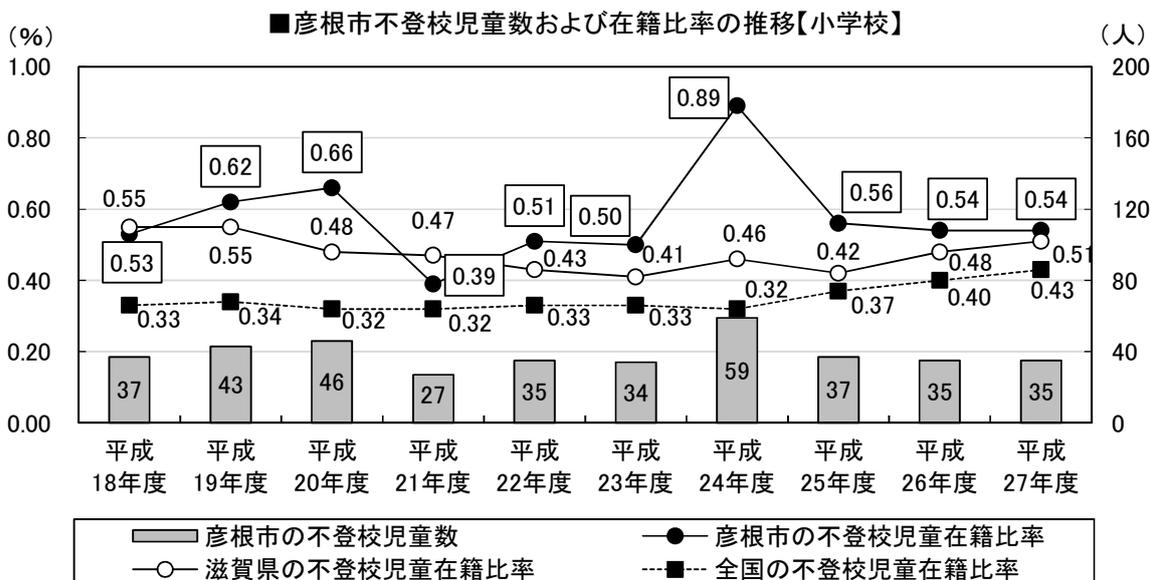


資料:彦根市教育委員会

③ 市内公立小中学校の不登校児童・生徒

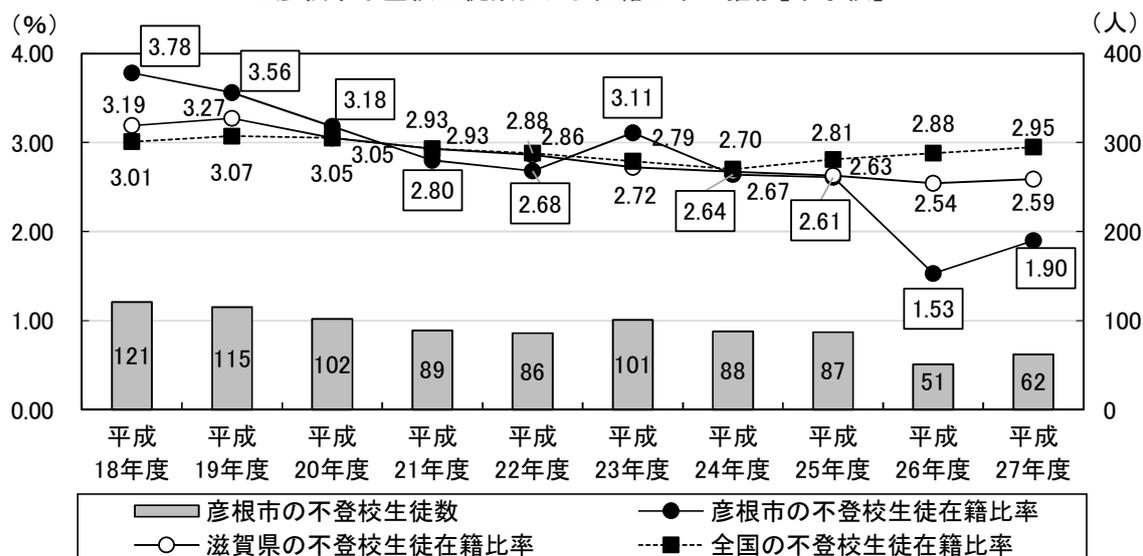
市内公立小学校における不登校児童数・在籍比率を見ると、平成24年度より減少傾向にあるものの、全国、県の値を上回って推移しています。

市内公立中学校では、不登校生徒数が増減を繰り返しながら、平成18年度から平成27年度にかけてほぼ半減しています。



資料:彦根市資料(平成26~27年度の滋賀県、全国の不登校児童在籍比率は「数字で見る滋賀の教育」を参照)

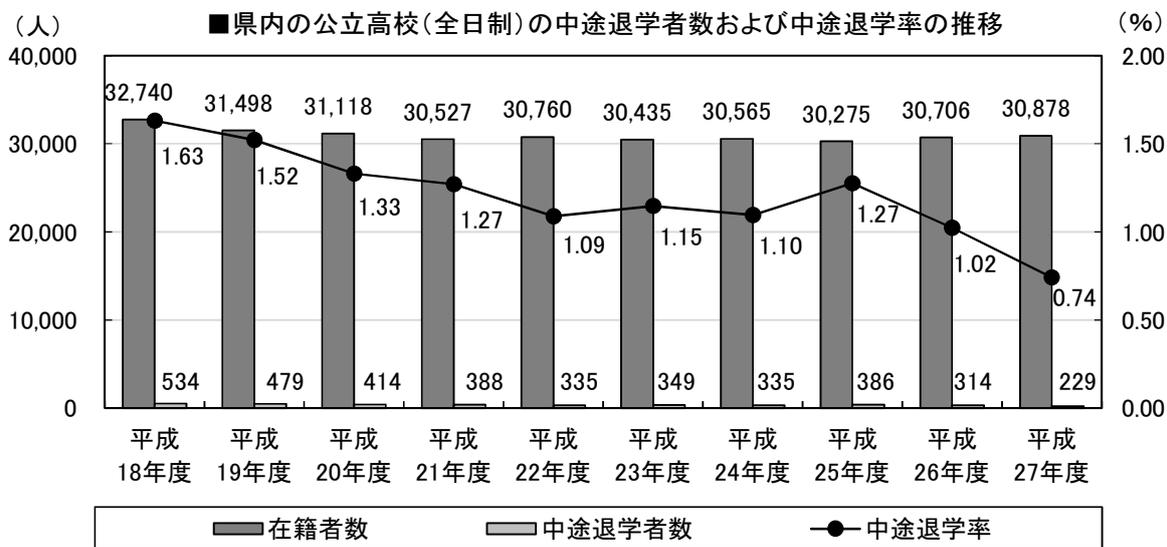
■彦根市不登校生徒数および在籍比率の推移【中学校】



資料:彦根市資料(平成26~27年度の滋賀県、全国の不登校生徒在籍比率は「数字で見る滋賀の教育」を参照)

④ 県内の公立高校の中途退学者

県内の公立高校の中途退学者の状況を見ると、中途退学者数、中途退学率ともに、増減を繰り返しながらも減少傾向で推移し、中途退学者は平成18年度から平成27年度にかけて半分以上となっています。



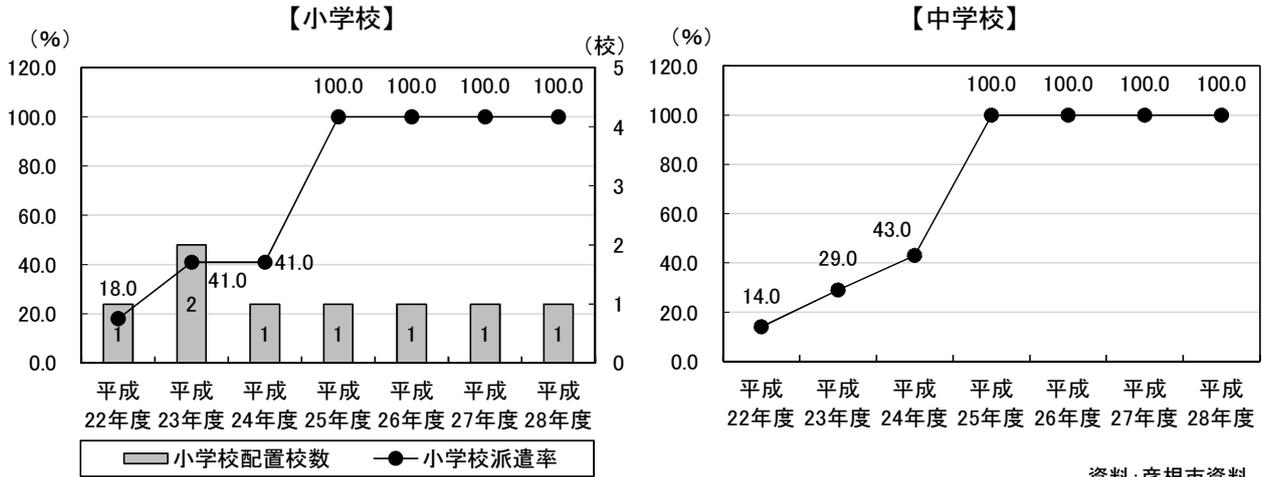
資料:「数字で見る滋賀の教育」

⑤ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの状況

スクールソーシャルワーカーは、市内各地の小中学校に決められた日数分派遣されますが、平成 25 年度からすべての小・中学校に派遣されています。

スクールカウンセラーは、中学校では平成 19 年度以降配置率が 100.0%となっていますが、小学校では平成 28 年度で 18.0%となっています。

■スクールソーシャルワーカーの派遣率の推移



■スクールカウンセラーの配置率の推移

単位: 校、%

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校配置校数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
小学校配置率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.0	18.0
中学校配置校数	5	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
中学校配置率	71.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料: 彦根市資料

⑥ 学校給食費の状況

学校給食費については、わずかながら滞納の状況が見られ、小学校の滞納率は増加傾向で推移しています。また、中学校の滞納率は小学校よりも高くなっています。

■学校給食費滞納率の推移

単位: %

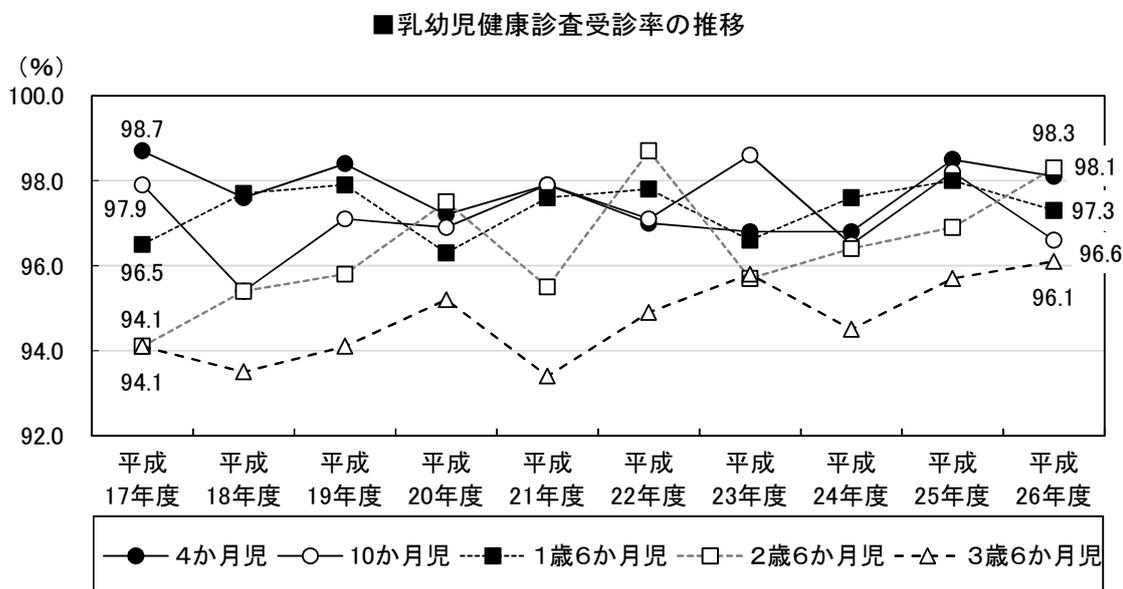
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
小学校	0.072	0.046	0.068	0.214	0.212	0.284	0.271
中学校							0.319

※平成 27 年度から全市立中学校で給食開始。以降は、小学校と中学校を分けて集計しています。
資料: 彦根市資料

(4) 子どもの健康や生活の状況

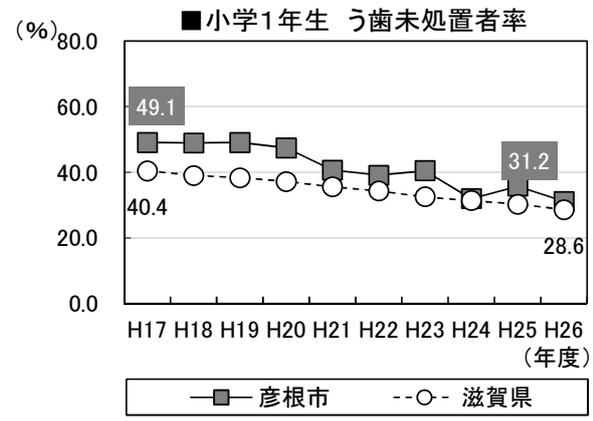
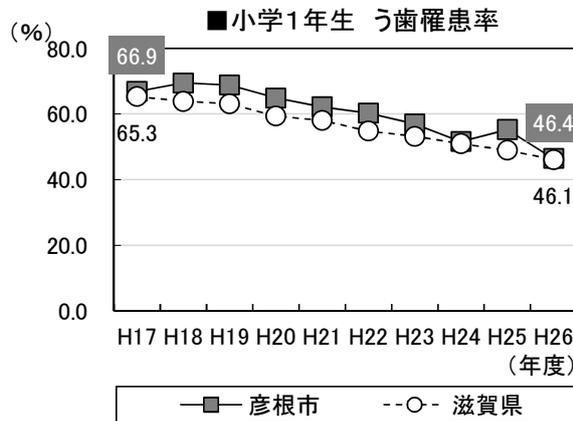
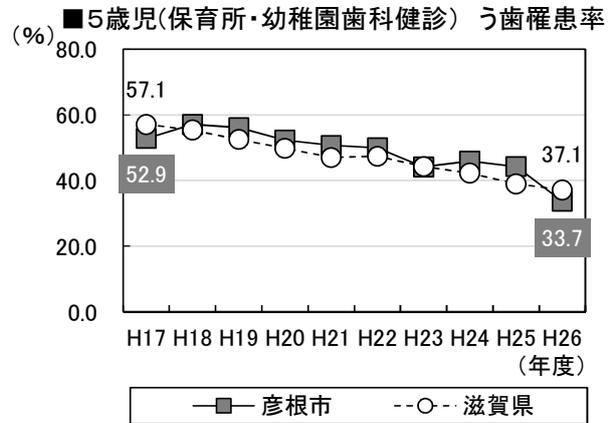
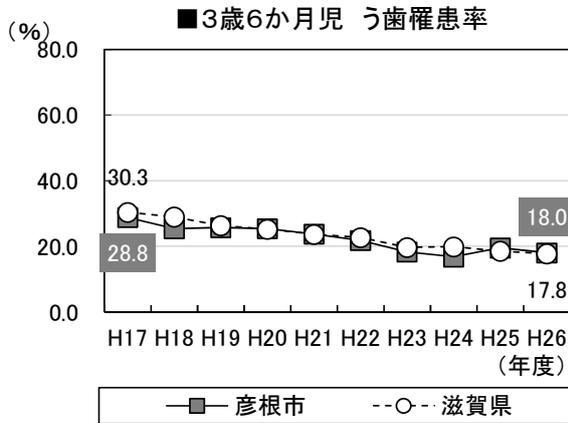
① 乳幼児健診受診率

乳幼児健康診査受診率を見ると、平成 26 年度ではすべての月齢で 96%以上となっていますが、各年度とも月齢が上がるほど受診率が少しずつ減少する傾向が見られます。



② う歯（むし歯）の有無

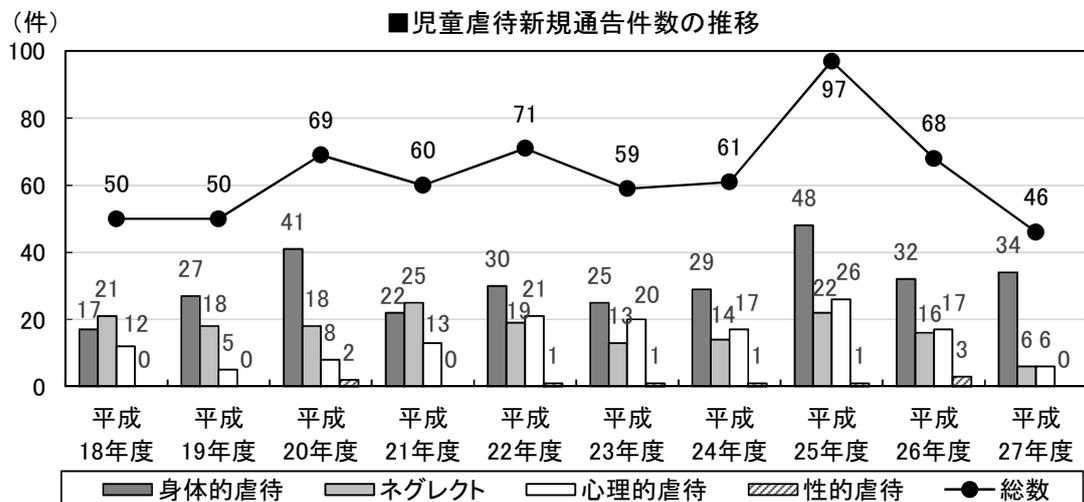
う歯罹患率を見ると、平成 17 年度と比較するとどの年代も大きく減少しています。小学 1 年生のう歯未処置者率は、平成 17 年度時点では滋賀県よりも 8.7 ポイント高くなっていましたが、平成 26 年度時点では 2.6 ポイントの差まで縮まっています。



資料：彦根市資料

③ 児童虐待新規通告件数の状況

児童虐待新規通告件数の総数は、平成 25 年度以降減少傾向にあります。

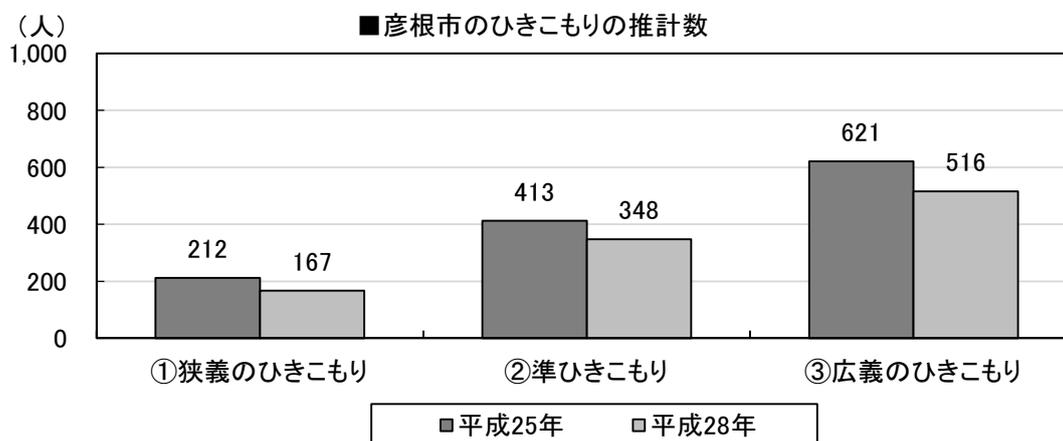


資料：彦根市資料

④ ひきこもりの状況

ひきこもりの推計数について、内閣府が平成 27 年 12 月に実施した「若者の生活に関する調査」に基づき、本市におけるひきこもりの推計値を算出すると、狭義のひきこもりは 167 人、準ひきこもりは 348 人、広義のひきこもりは 516 人と推計されます。

また、滋賀県ひきこもり支援センターにおける相談延べ件数をみると、電話相談、面接相談ともに、年々増加しています。



※平成 25 年は、平成 25 年 4 月 1 日の住民基本台帳人口、内閣府平成 22 年 2 月度調査結果から推計

※平成 28 年は、平成 28 年 4 月 1 日の住民基本台帳人口、内閣府平成 27 年 12 月度調査結果から推計

※ひきこもりの割合から算出したものであり、端数処理を行った都合上、①狭義のひきこもりと②準ひきこもりの計と、③広義のひきこもりの数値は一致していません。

資料：平成 28 年は内閣府「若者の生活に関する調査(平成 27 年 12 月)」
平成 25 年は内閣府「若者の意識に関する調査(平成 22 年 2 月)」

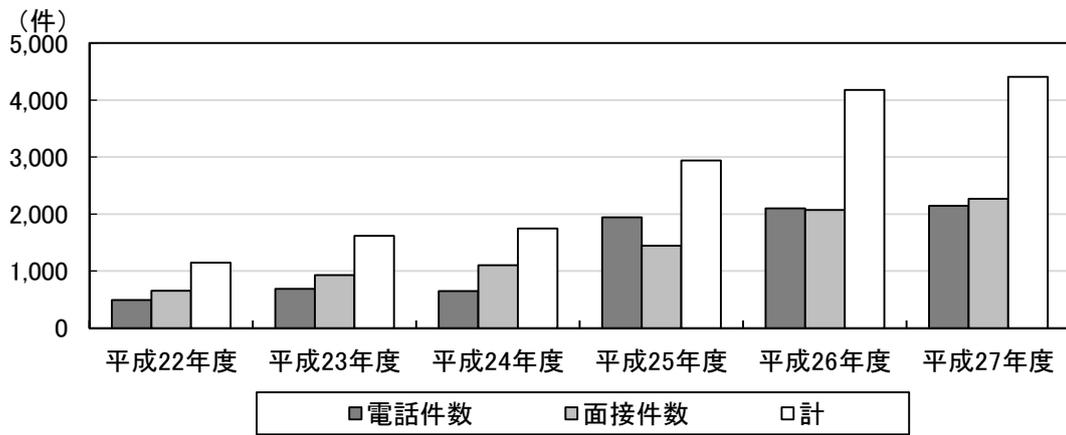
■内閣府「若者の生活に関する調査(平成 27 年 12 月)」結果

①狭義のひきこもり 0.51%	0.35% ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
	0.16% 自室からは出るが、家からは出ない、または 自室からほとんど出ない
②準ひきこもり	1.06% ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
③(狭義+準)広義のひきこもり	1.57% (合計)

■内閣府「若者の意識に関する調査(平成 22 年 2 月)」結果

①狭義のひきこもり 0.61%	0.40% ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
	0.09% 自室からは出るが、家からは出ない
	0.12% 自室からほとんど出ない
②準ひきこもり	1.19% ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
③(狭義+準)広義のひきこもり	1.79% (合計)

■滋賀県ひきこもり支援センター相談件数の推移(延べ件数)



単位:件

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
電話件数	491	688	648	1,943	2,102	2,143
面接件数	655	930	1,101	1,447	2,075	2,268
計	1,146	1,618	1,749	3,390	4,177	4,411

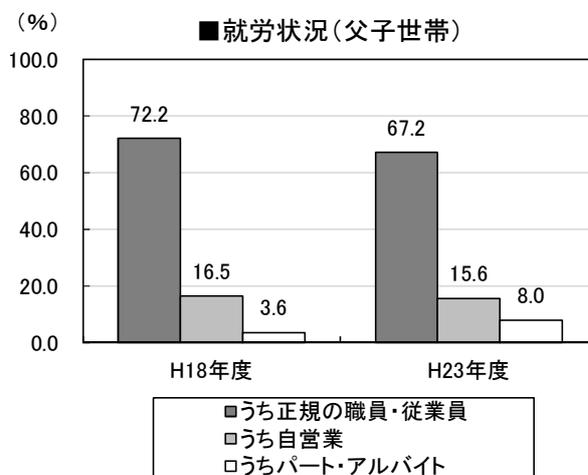
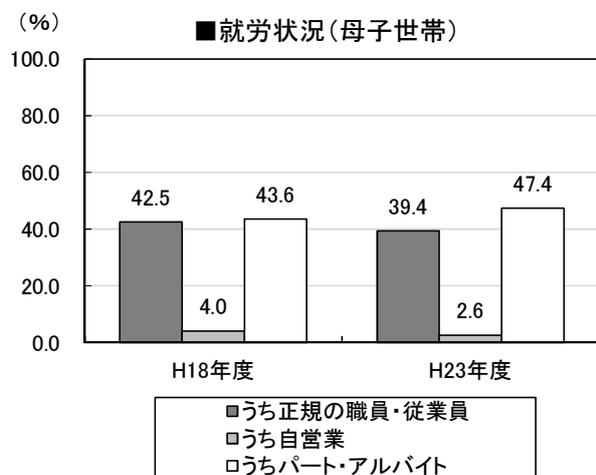
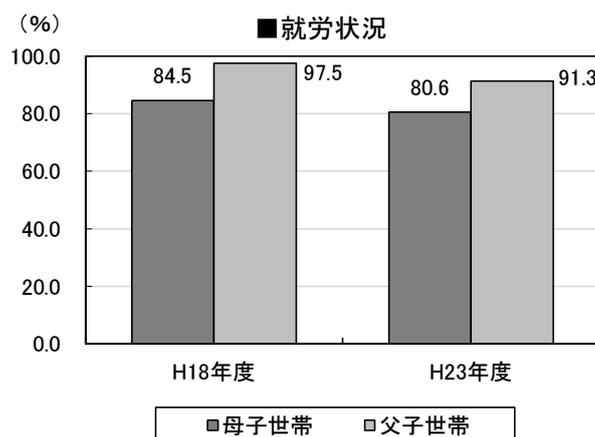
資料:滋賀県立精神保健福祉センター「平成27年度精神保健福祉センター所報」

(5) ひとり親家庭（母子世帯・父子世帯）の状況

① 就労状況

平成 23 年度に厚生労働省が実施した、全国母子世帯等調査の結果からは、母子世帯・父子世帯ともに就労している方の割合は減少しています。

母子世帯・父子世帯における就労状況の内訳では、正規の職員・従業員が減少している一方、パート・アルバイトの割合が増加しています。



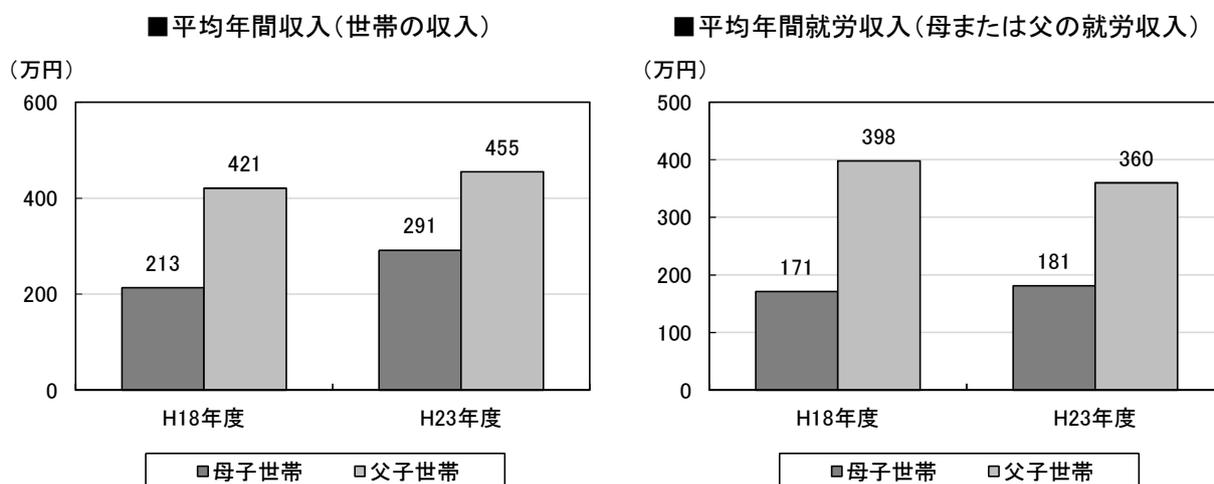
資料: 全国母子世帯等調査結果報告(平成 18 年 11 月および平成 23 年 11 月時点の調査)

② 平均年間収入

平均年間収入（世帯の収入）は、母子世帯・父子世帯ともに増加しています。

平均年間就労収入（母または父の収入）は、母子世帯では若干増加したものの、父子世帯では減少しています。

母子世帯の平均年間就労収入は 181 万円であり、父子世帯の約半分となっています。

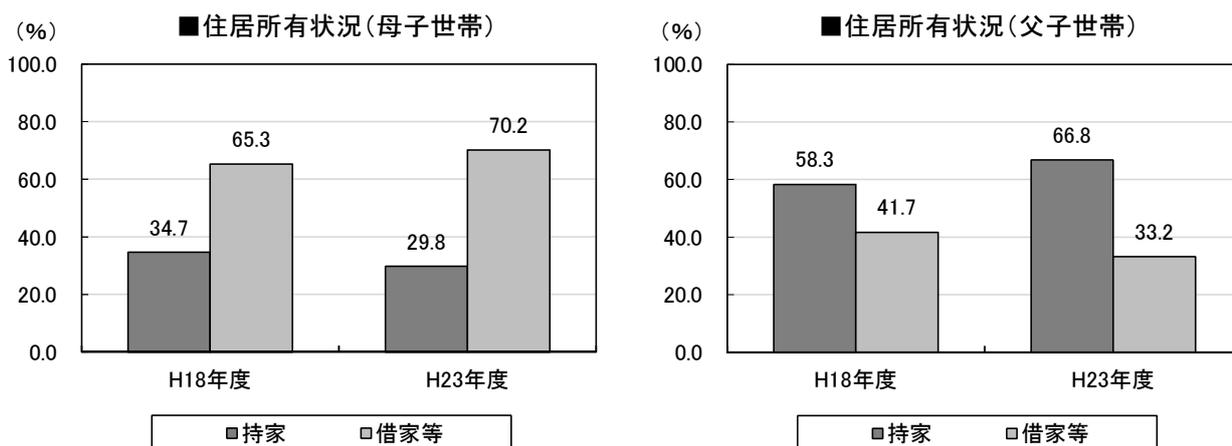


資料: 全国母子世帯等調査結果報告(平成 18 年 11 月および平成 23 年 11 月時点の調査)

③ 住居の所有状況

住居の所有状況については、平成 23 年度で持家は、母子世帯が 29.8%、父子世帯が 66.8%、借家等は、母子世帯が 70.2%、父子世帯が 33.2%となっています。

母子世帯では、持家の割合が減少し、借家等が増加しています。また、父子世帯では、持家の割合が増加し、借家等が減少しています。



資料: 全国母子世帯等調査結果報告(平成 18 年 11 月および平成 23 年 11 月時点の調査)

2. アンケート調査

(1) 各種調査の概要

本計画の策定にあたり、本市では市内の子どもや子育て家庭の課題や意向を把握するとともに、必要な支援を行うための基礎資料として、各種調査を実施し、調査結果の詳細を「彦根市子どもの貧困対策計画策定にかかる調査結果報告書」にまとめました。

● 彦根市子どもの生活に関するアンケート調査

調査対象	彦根市立小・中学校に在籍する小学5年生、中学2年生の児童・生徒の保護者
調査期間	平成28年10月18日(火)～10月31日(月)
調査方法	学校を通じての配付・郵送回収
配布件数	2,103件(小学5年生:1,033件 中学2年生:1,070件)
回収件数	1,202件(小学5年生:616件 中学2年生:568件)
回収率	57.2%(小学5年生:59.6% 中学2年生:53.1%)

● 彦根市子どもの生活に関する資源量アンケート調査

調査対象	支援団体(NPO)、行政機関、児童福祉施設(母子生活支援施設) 6団体
回収	5団体から回答(回収率83.3%)
調査期間	調査票記入期間:平成28年9月20日(火)～10月5日(水) 聞き取り期間:平成28年10月19日(水)、10月24日(月)
調査方法	調査票を郵送配付し、意見を記入いただくとともに、必要に応じて直接意見の聞き取りを行った。

● 彦根市子どもへの支援に関するアンケート調査

調査対象	市内の保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学 70校(園)
回収	62校(園)から回答(回収率88.6%)
調査期間	調査票記入期間:平成28年9月20日(火)～9月30日(金) 聞き取り期間:平成28年10月19日(水)、10月24日(月)
調査方法	調査票を郵送配付し、意見を記入いただくとともに、必要に応じて直接意見の聞き取りを行った。

● 彦根市子どもへのアンケート調査

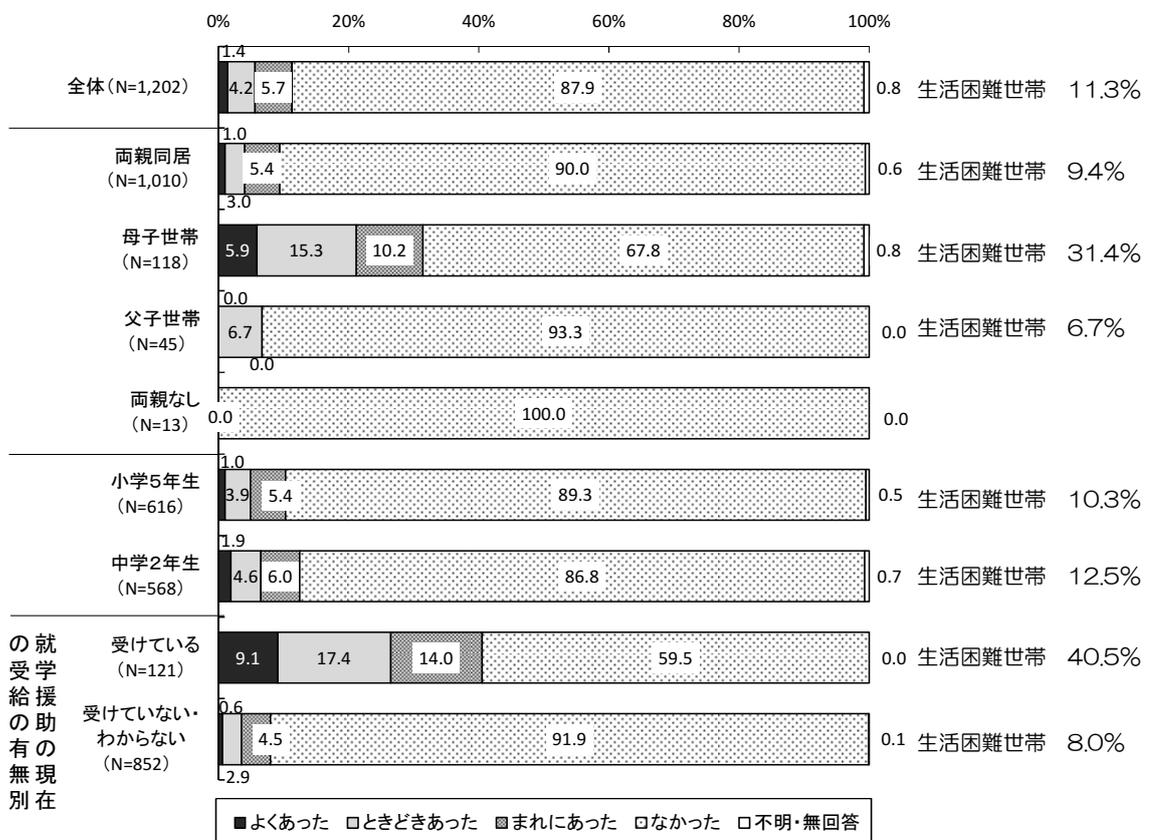
調査対象	支援団体(NPO)および彦根市社会福祉課が実施する定期的な学習支援を利用している児童・生徒 51人(支援団体17人、社会福祉課34人)
回収	23人から回答(回答率45.1%) 支援団体10人(回収率58.8%)、社会福祉課13人(回収率38.2%)
調査期間	調査票記入期間:平成28年9月20日(火)～9月30日(金)
調査方法	調査票を直接配付し、意見を記入いただいたのち、直接回収した。

(2) 彦根市子どもの生活に関するアンケート調査 結果まとめ

① アンケートの回答者について

- 回答者の91.9%が母となっています。
- 回答者の世帯人数は「4人」が45.9%、「5人」が25.1%となっています。また、兄弟姉妹と同居している割合は82.1%、祖父母と同居している割合は17.3%となっています。また、[ひとり親世帯]には163人の回答者が該当し、全体の13.5%を占めています。
- 136人の回答者が[生活困難世帯]に該当し、全体の11.3%を占めています。また、[母子世帯]では、31.4%が[生活困難世帯]に該当しています。なお、[両親同居]でも9.4%が[生活困難世帯]に該当しています。

問 あなたは、過去1年間に、お金がなくて家族が必要とする食べ物や衣服を買えないことがありましたか

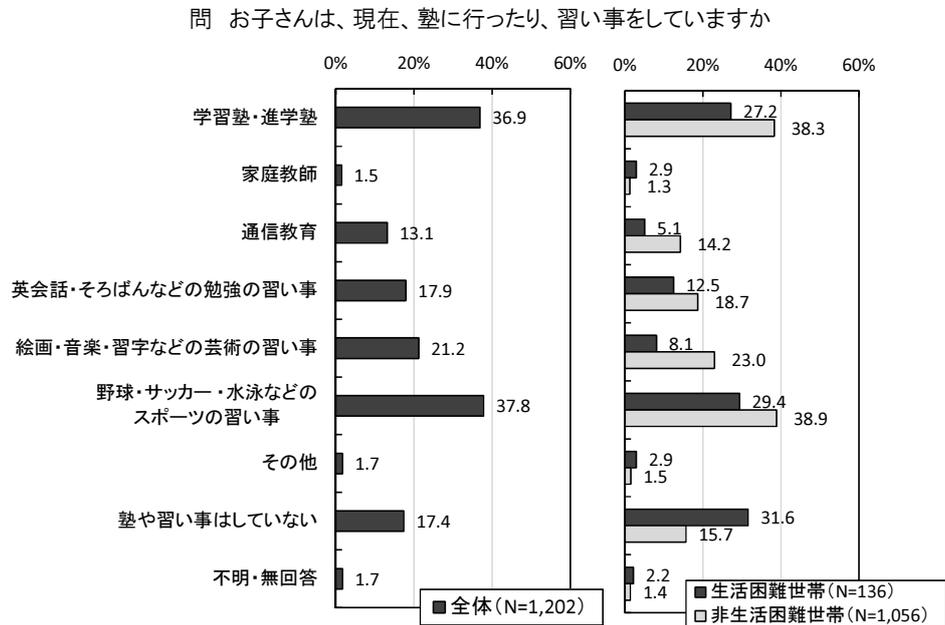


※ひとり親世帯とは、父もしくは母と同居していない世帯([母子世帯][父子世帯])を指します。

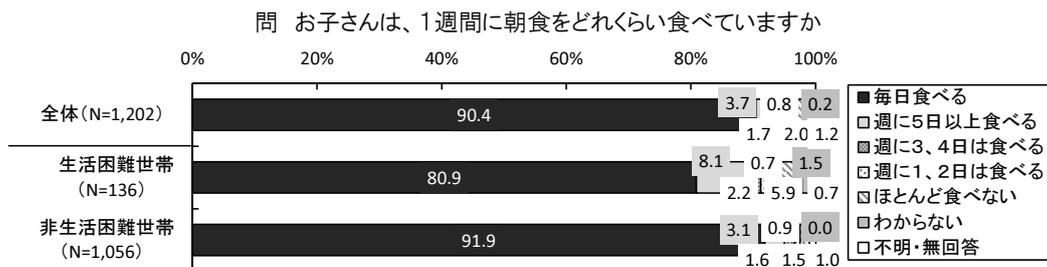
※「彦根市子どもの生活に関するアンケート調査」における[生活困難世帯]とは、「問D3 過去1年間にお金がなくて家族が必要とする食べ物や衣服を買えないことが1回以上あった(「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の合計)」と答えた世帯を指します。

② 子どもの生活状況

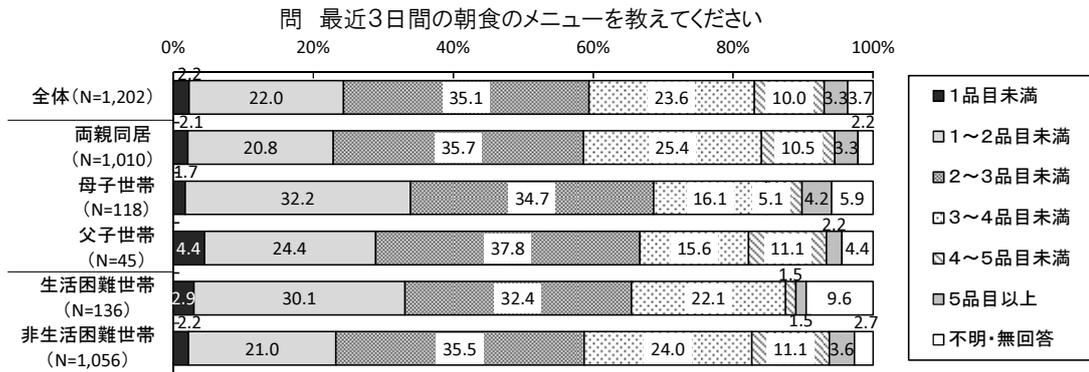
- 子どもが通っている習い事について、野球・サッカー・水泳などのスポーツの習い事が37.8%、学習塾・進学塾が36.9%となっています。塾や習い事をしていないという割合は全体で17.4%となっていますが、[生活困難世帯]では31.6%となっています。



- 子どもが過去1年間に体験したことについて、[生活困難世帯]では、図書館に行った割合が39.0%、宿泊をとまなう旅行に行った割合が44.1%となっており、全体の割合よりも特に低くなっています。
- 子どもが朝食を毎日食べる割合は90.4%となっていますが、[生活困難世帯]は80.9%となっています。



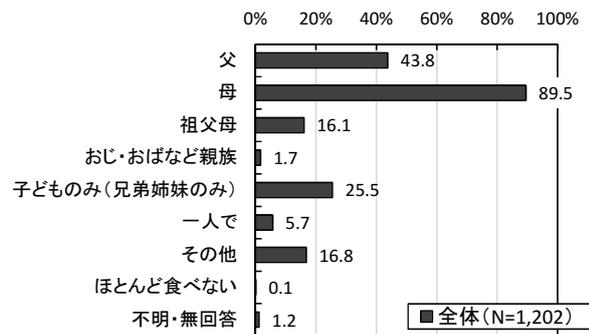
- 最近3日間の朝食メニューをみると、2品目未満（「1品目未満」と「1～2品目未満」の合計）の割合が〔母子世帯〕は33.9%、〔生活困難世帯〕は33.0%となっており、ほかの世帯に比べ高くなっています。



※1日毎の朝食メニューの品目数を計算し、3日間の合計数の平均値を掲載。

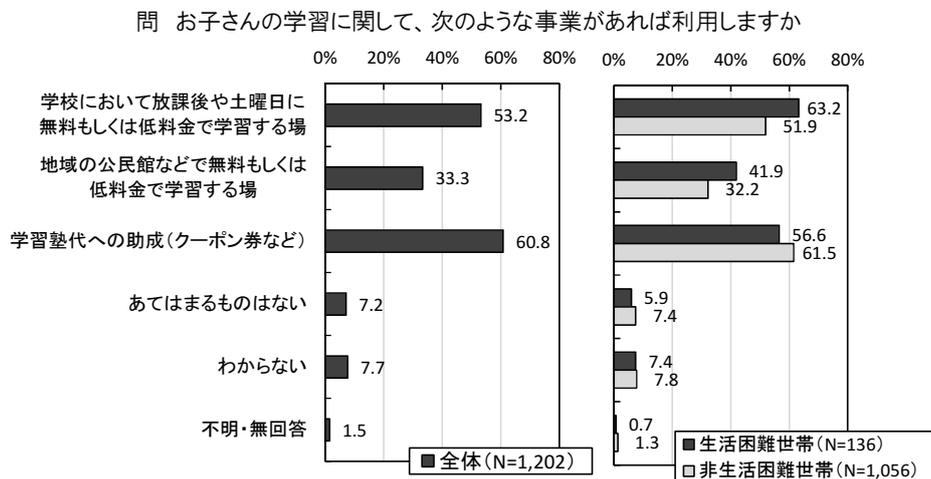
- 夕食を子どものみ（兄弟姉妹のみ）で食べている割合は25.5%、子ども一人で食べている割合は5.7%となっています。

問 お子さんは、夕飯を誰と食べることが多いですか（最近1か月間の状況で、一緒に食べている方）

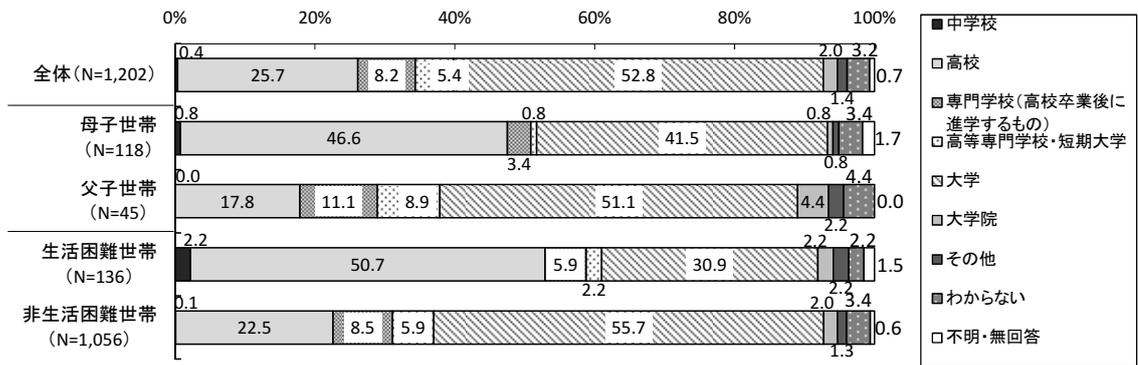
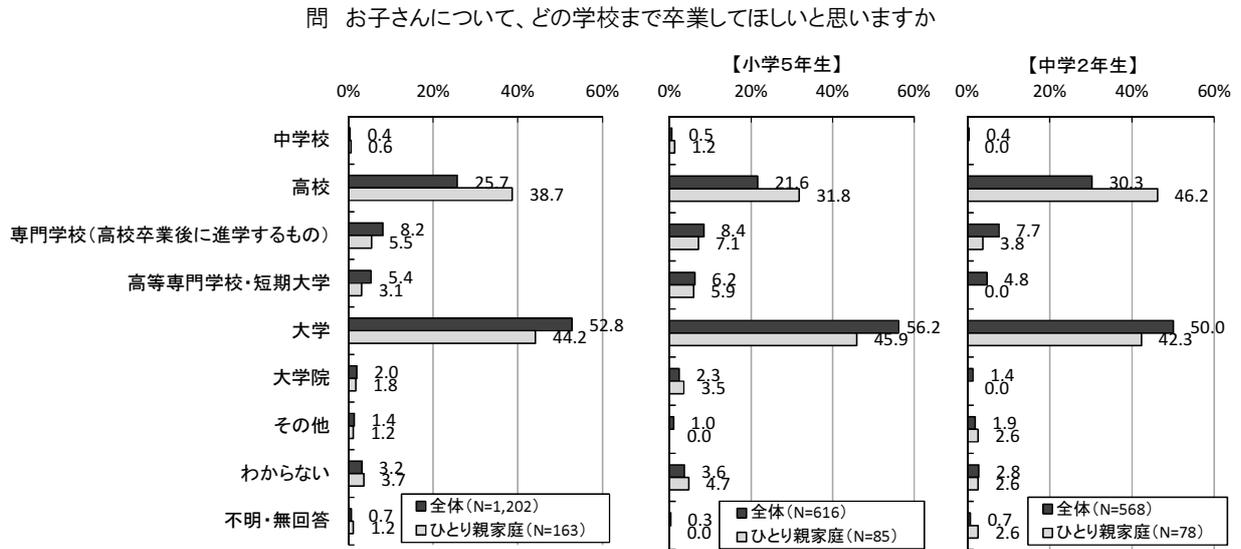


③ 学習・進学への希望

- 子どもへの学習支援への希望では、学習塾代への助成（クーポン券など）を希望する割合は60.8%となっています。また、〔生活困難世帯〕では、学校において放課後や土曜日に無料もしくは低料金で学習する場を希望する割合が63.2%となっています。ほかに、〔中学2年生〕の保護者では、学習塾代への助成（クーポン券など）を希望する割合は68.5%となっています。

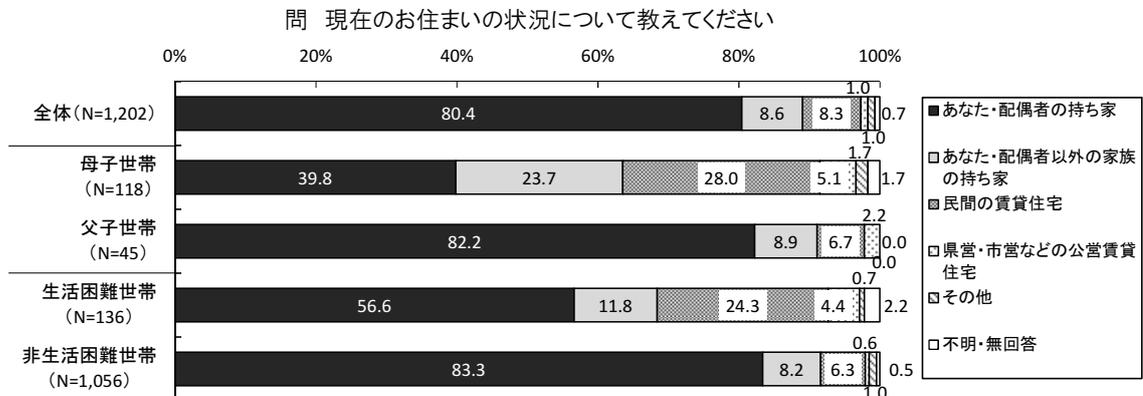


●子どもに希望する最終学歴について、大学まで希望する割合は52.8%となっています。高校までを希望する割合は25.7%となっていますが、[母子世帯]は46.6%、[生活困難世帯]は50.7%となっています。

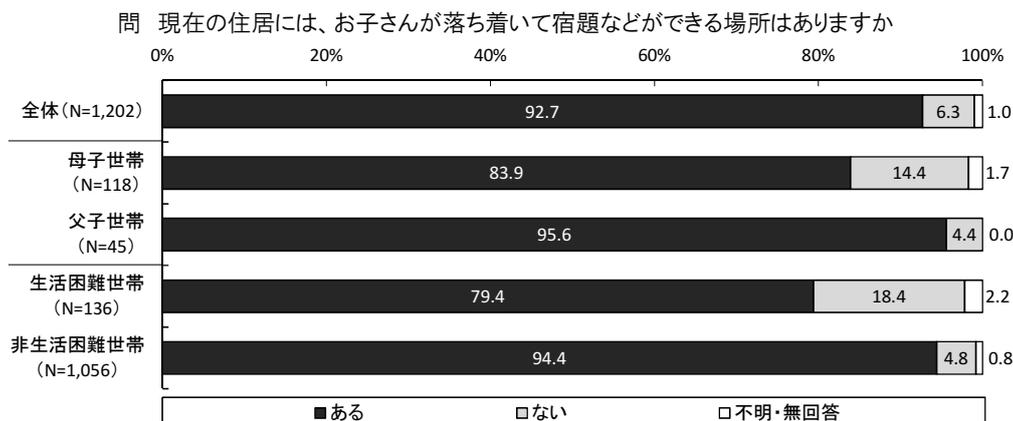


④ 世帯の状況

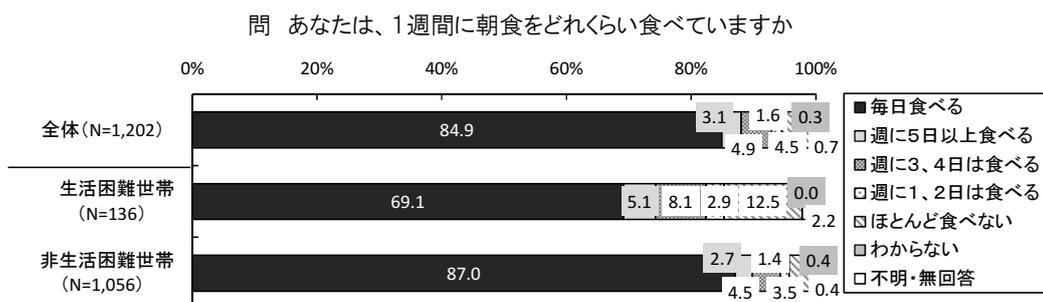
●現在の住まいの状況について、回答者や配偶者の持ち家が80.4%となる一方、[母子世帯]は、民間の賃貸住宅が28.0%、本人や配偶者以外の持ち家が23.7%となっています。



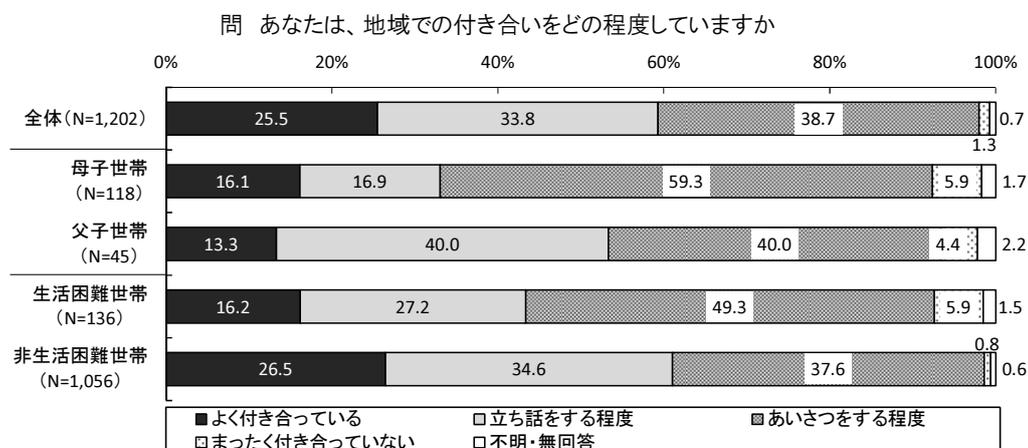
- 住居における落ち着いて勉強できるスペースがないという割合は、[母子世帯]は14.4%、[生活困難世帯]は18.4%となっています。



- 保護者が朝食を毎日食べる割合について、[生活困難世帯]は毎日食べている割合が69.1%にとどまり、ほとんど食べないという割合が12.5%となっています。

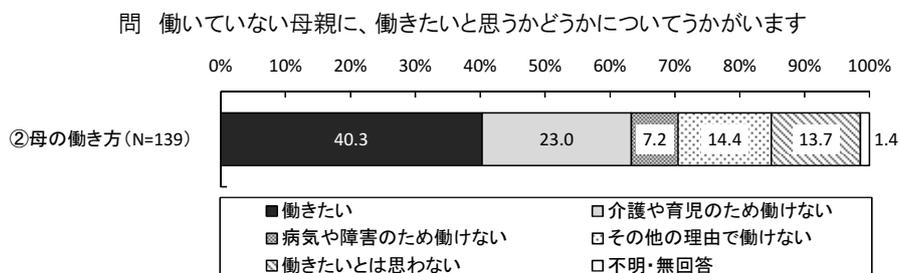


- 地域との近所付き合いについて、あいさつをする程度の近所付き合いしかしていない割合は、[母子世帯]は59.3%、[生活困難世帯]は49.3%となっており、まったく近所付き合いがない割合は[母子世帯][生活困難世帯]ともに5.9%となっています。



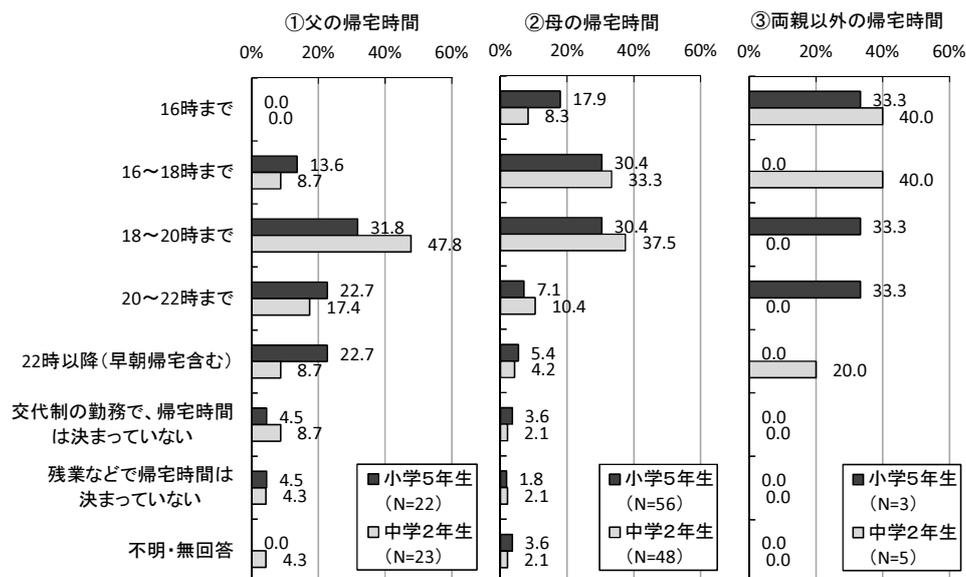
⑤ 保護者の就労状況

- 保護者の働き方についてみると、父親では76.2%が正社員・正規職員、母親では50.5%がパート・アルバイト、両親以外の保護者では43.8%がパート・アルバイトとなっています。
- 父親が正社員・正規職員の割合について、[生活困難世帯]は54.4%、[非生活困難世帯]は79.2%となっています。
- 現在働いていない母親のうち、今後働きたいという割合は40.3%となっています。



- [ひとり親世帯]は、全体と比較して母の帰宅時間が遅く、18～20時までの割合が最も高くなっています。(小学5年生の保護者30.4%、中学2年生の保護者37.5%)

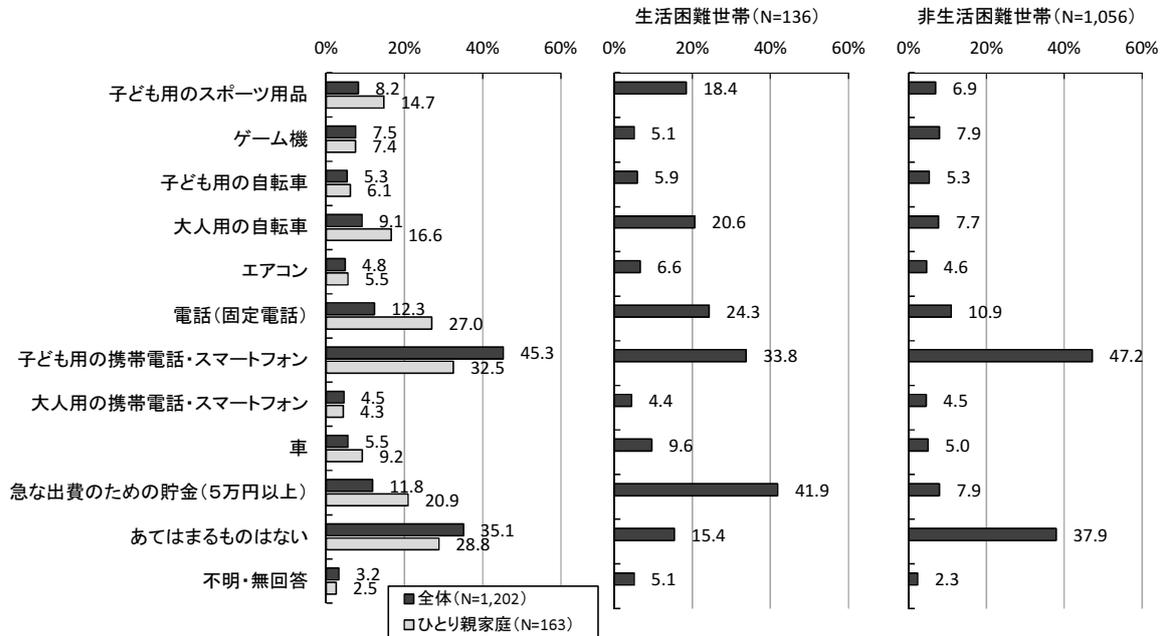
問 お子さんのお父さん・お母さんが、普段仕事から帰宅する時間帯で、最も多い時間帯は何時ごろですか。[ひとり親世帯]



⑥ 暮らしの状況

- 家庭にない物品について、[生活困難世帯] は急な出費のための貯金（5万円以上）がない割合が41.9%となっています。子ども用の携帯電話やスマートフォンでは、[ひとり親世帯]の保有率が全体と比べて高く、また、[生活困難世帯]の保有率が[非生活困難世帯]より高くなっています。

問 次のもののうち、あなたの家庭にないものはありますか

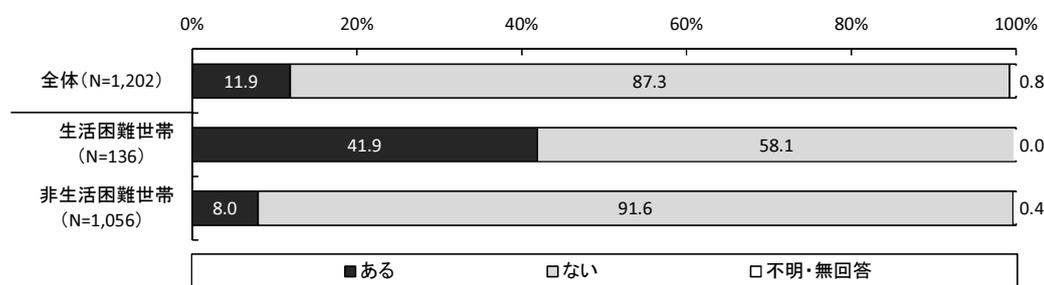


上段:度数 下段:%	子ども用のスポーツ用品	ゲーム機	子ども用の自転車	大人用の自転車	エアコン	電話(固定電話)
全体(N=1,202)	98 8.2	90 7.5	64 5.3	109 9.1	58 4.8	148 12.3
両親同居(N=1,010)	71 7.0	76 7.5	52 5.1	79 7.8	47 4.7	99 9.8
母子世帯(N=118)	20 16.9	10 8.5	6 5.1	23 19.5	6 5.1	39 33.1
父子世帯(N=45)	4 8.9	2 4.4	4 8.9	4 8.9	3 6.7	5 11.1
両親なし(N=13)	1 7.7	0 0.0	0 0.0	1 7.7	0 0.0	1 7.7

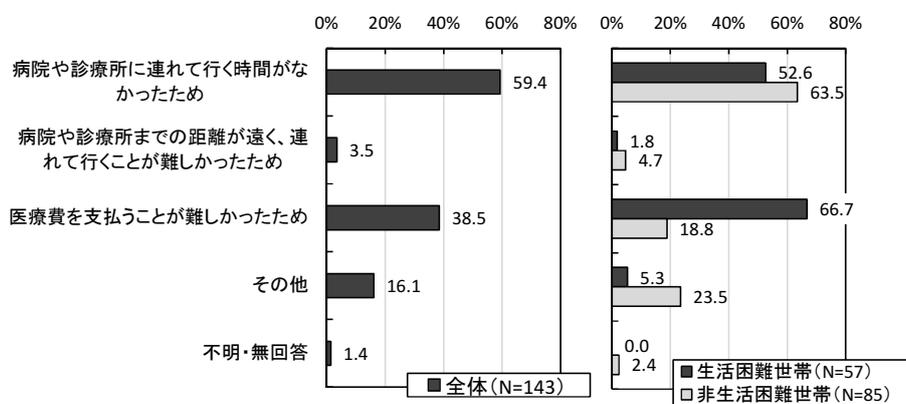
上段:度数 下段:%	子ども用の携帯電話・スマートフォン	大人用の携帯電話・スマートフォン	車	急な出費のための貯金(5万円以上)	あてはまるものはない	不明・無回答
全体(N=1,202)	544 45.3	54 4.5	66 5.5	142 11.8	422 35.1	38 3.2
両親同居(N=1,010)	480 47.5	45 4.5	49 4.9	106 10.5	363 35.9	31 3.1
母子世帯(N=118)	34 28.8	5 4.2	13 11.0	30 25.4	28 23.7	3 2.5
父子世帯(N=45)	19 42.2	2 4.4	2 4.4	4 8.9	19 42.2	1 2.2
両親なし(N=13)	8 61.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 30.8	0 0.0

- [生活困難世帯] において、1年間で支払いに遅れたことがあるという料金や費用について見ると、給食費などの学校の諸経費では22.8%、各種ローンでは20.6%、電気・ガス・水道代では22.1%、携帯などの通信料金では19.9%、公的年金や保険料では22.8%となっています。
- 家賃については、支払いが遅れたことがある割合は、どのような世帯においても1割未満となっています。
- 過去1年間で、給食費の支払いが遅れたことのある[生活困難世帯]は22.8%、[非生活困難世帯]は3.6%となっています。
- 病院や診療所の受診では、[生活困難世帯]は、過去1年間に子どもを受診させなかったという割合が41.9%となっており、その理由について、医療費の支払いが難しかったためという割合が66.7%となっています。

問 過去1年間に、子どもの病気やけがの治療のため、病院や診療所を受診したほうがよいと思ったのに、受診しなかったことがありますか

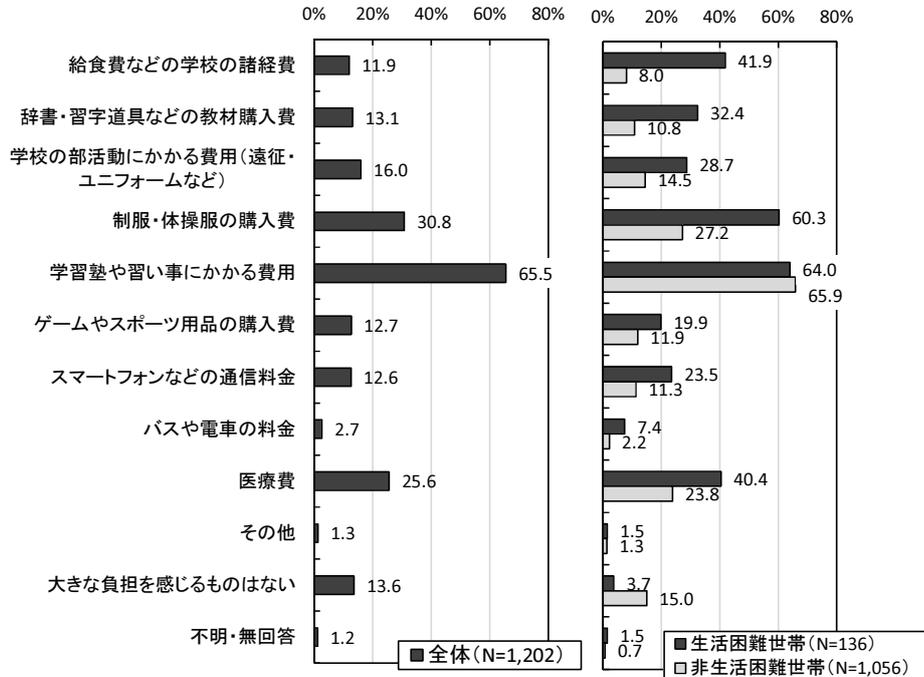


問 病院や診療所を受診しなかった理由は何ですか



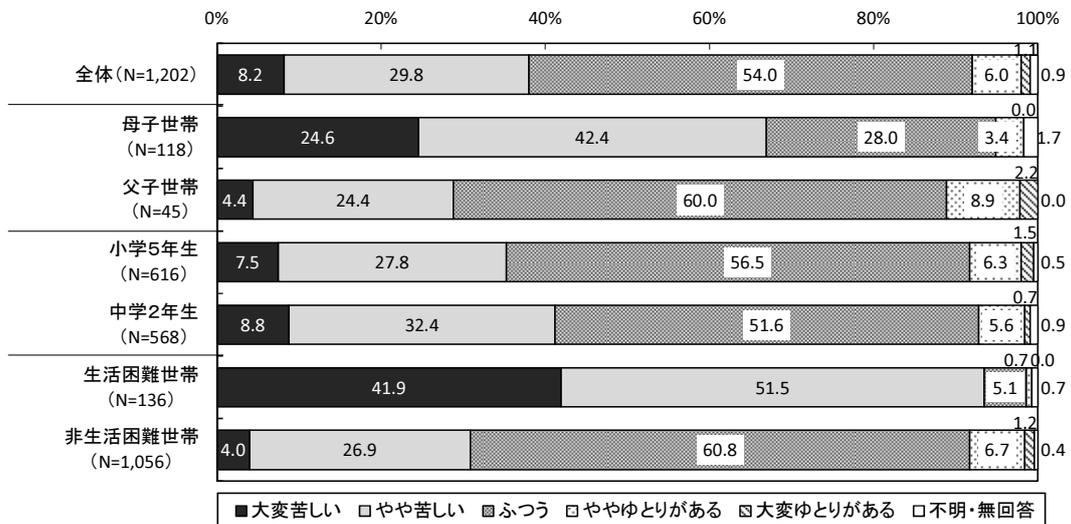
- 子どもにかかる費用のうち、経済的な負担が大きいものについて、学習塾や習い事にかかる費用が65.5%、制服・体操服の購入費が30.8%、医療費が25.6%となっています。給食費などの学校の諸経費は11.9%、辞書・習字道具などの教材購入費は13.1%、学校の部活動にかかる費用（遠征・ユニフォームなど）は16.0%となっていますが、[生活困難世帯]では、給食費などの学校の諸経費は41.9%、辞書・習字道具などの教材購入費は32.4%、学校の部活動にかかる費用（遠征・ユニフォームなど）は28.7%となっています。

問 お子さんにかかる費用のうち、経済的に負担が大きいと感じるものは何ですか



- 現在の暮らしの状況について、苦しい（「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計）と答えた割合は、[小学5年生]で35.3%、[中学2年生]で41.2%となっています。また、[生活困難世帯]は、苦しいと答えた割合が93.4%となっています。

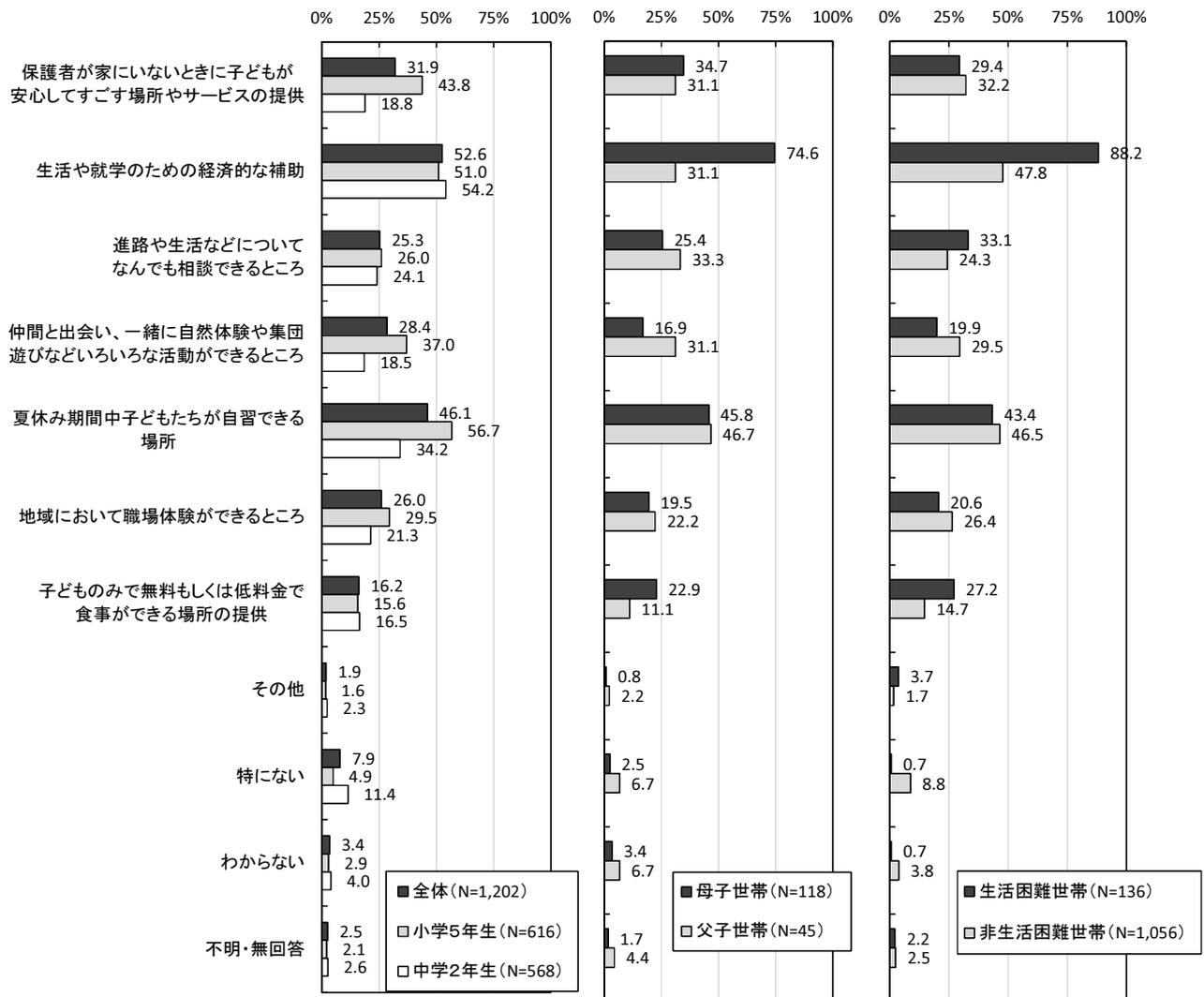
問 現在の暮らしの状況を、どう感じていますか



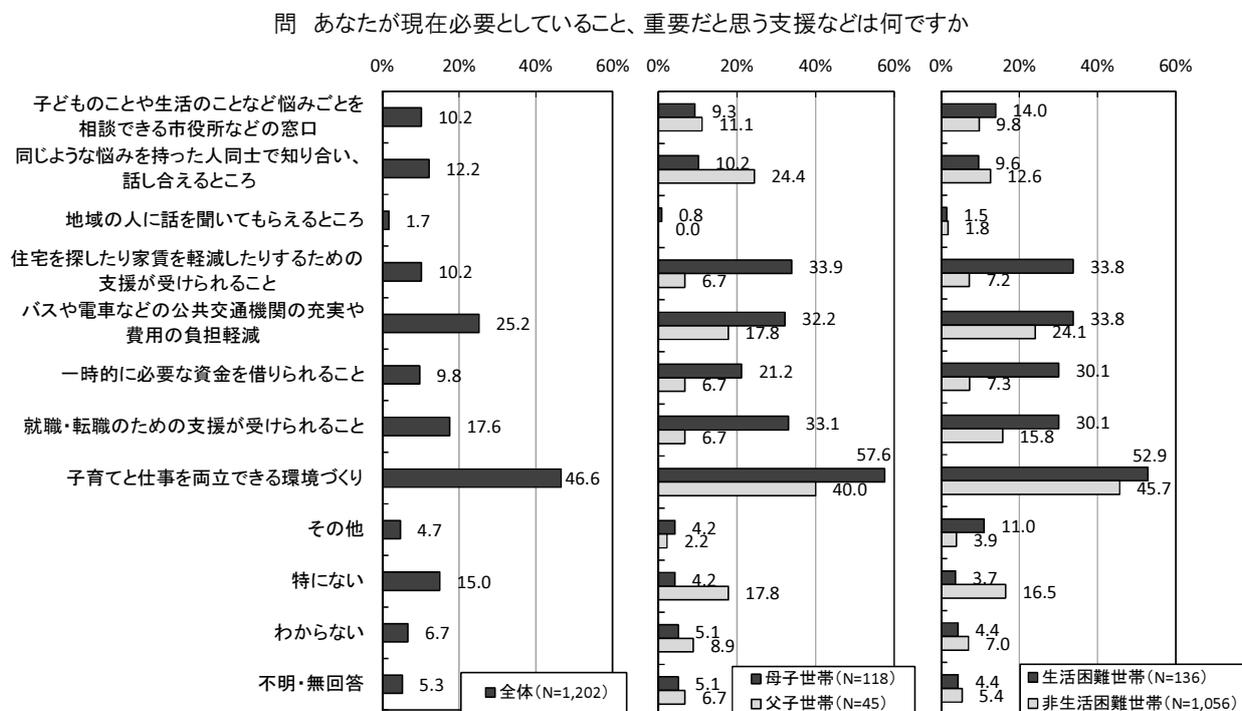
⑦ 市の支援について

- 手当や援助の受給について、児童手当以外の手当では受けていないと答えた回答者が多くなっていますが、就学援助を受けている割合について、[生活困難世帯]では41.9%、[ひとり親世帯]では48.5%となっています。
- 生活保護を受けている割合について、[生活困難世帯]では4.0%、[ひとり親世帯]では4.5%となっています。
- 子どもの将来のために必要な支援について、生活や就学のための経済的な補助が52.6%、夏休み期間中子どもたちが自習できる場所が46.1%、保護者が家にいないときに子どもが安心して過ごす場所やサービスの提供が31.9%となっています。また、生活や就学のための経済的な補助を利用したいと答えた割合は、[母子世帯]で74.6%、[生活困難世帯]で88.2%となっています。

問 お子さんにとって、現在または将来的に、次のような支援があった場合、利用したいと思いますか



●保護者が必要としている支援について、子育てと仕事を両立できる環境づくりが46.6%、バスや電車などの公共交通機関の充実や費用の負担軽減が25.2%など、就労や通勤・通学などに関わるものの割合が高くなっています。また、住宅を探したり家賃を軽減したりするための支援が受けられることが重要だと思うと答えた割合は、[母子世帯]で33.9%、[生活困難世帯]で33.8%となっており、就職・転職のための支援が受けられることが重要だと思うと答えた割合は[母子世帯]で33.1%、[生活困難世帯]で30.1%となっています。



●子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できる市役所などの窓口が重要であると答えた割合は10.2%ですが、[生活困難世帯]では14.0%となっています。一方、同じような悩みを持った人同士で知り合い、話し合えるところが重要であると答えた割合は12.2%ですが、[生活困難世帯]では9.6%となっています。

(3) 関係団体および子どもへの聞き取り調査 結果まとめ

市内の保育所・幼稚園、学校、支援団体（NPO）などの関係機関からのアンケート結果、聞き取り内容を集約したものです。

【1】経済的に困難な世帯の状況について

- 経済的に困難な世帯の特徴として、ひとり親世帯が多く見られ、中には海外にルーツを持つ保護者や子どももいる。
- 住居の状況として、日用品や衣類などが整理整頓されておらず、物を無くしやすいといった声が聞かれる。また、無くしたものを買い直す傾向があるという声も聞かれ、さらに金銭的余裕がなくなる悪循環のケースも浮かぶ。
- 経済的に困難な世帯では、子ども本人だけでなくその兄弟も困難を抱えていることが多いという声が聞かれる。兄弟が保護者の代わりに子育てをしている家庭の様子も浮かべ、兄弟が子育てで家に閉じこもり、不登校やひきこもり、ニートの状態につながることも懸念される。

【2】子どもの基本的な生活習慣や世帯での暮らしの状況の傾向について

- 保護者が朝まで仕事から帰ってこないため、子どもが夕食をほとんど食べない、または朝起きることができないといった声が聞かれ、保護者の生活と子どもの生活は密接に関連していることがうかがえる。
- 経済的に困難な世帯では、特に朝食の欠食、風呂に入れていない、清潔な服装をしていないという特徴があることを多くの関係団体が指摘している。また、子どもに食生活をはじめとした基本的な生活習慣が十分に身につかないという課題が見られることが指摘されている。
- 保育所・幼稚園や学校では、保育士や教師が児童・生徒との日々の関わりの中で朝食の欠食について把握しており、給食しか食べていない日があると思われる子どももいるという声も聞かれる。また、こうした子どもにちょっとしたものをこっそり食べさせたりするといったことが保育士や教師個人の善意によってされている。
- 清潔な服装を身に付けていない子どもについては、体操服や上靴を子どもと一緒に洗っており、風呂に入っていない子どもについては、保育所・幼稚園や学校でシャワーを浴びさせたりすることもある。
- 食事や洗濯、シャワーなど、本来家庭でなされるべきものを、保育士や教師の善意で自主的に行い続けることには限界があるという声が聞かれる。また、本来こうしたことは保護者が行うべきであり、保護者に対して、洗濯や食事の用意など、基本的な生活技能を身に付けさせることが重要であるという意見が出ている。
- 経済的に困難な世帯では、家庭や保護者の状況から、子どもが学習面や対人関係の面で課題を抱えやすいと指摘されている。

【3】子どもの学力や学習習慣、学習を取り巻く環境などについて

- 経済的に困難な世帯においては、通塾せず、家庭学習の習慣がなく、意欲も低くなる傾向がうかがえる。そのため、学校の勉強も遅れがちになり、さらに学習をしなくなるという連鎖につながってしまうことが懸念される。また、こうした状況が交友関係などにも影響を及ぼし、不登校などにつながってしまうといった声が聞かれる。
- 関係団体や行政の学習支援を利用している子どもからは、学習支援を利用することで学力や成績の向上につながるだけでなく、人との関わりや進路についてもよい影響があったという声が聞かれる。特に、関係団体が提供する学習支援を利用する児童・生徒では、今後も利用したいという声が多く聞かれ、多くの子どもにとって、放課後に自宅以外で過ごせる場所として受け入れられていることがうかがえる。
- 学校での学習支援は小・中学校を中心に行われているが、支援が必要な児童・生徒ほど参加できていないという声が聞かれる。また、学習支援を継続するためにより必要なものとして、特に人材と金銭面での支援が必要という意見が関係団体で聞かれる。
- 学習支援を行っている関係団体より、様々な子どもへの効果的な学習支援のために必要な、ほかの支援機関での子どもの様子や宿題の状況などの情報共有が足りていないという声が聞かれる。
- 大学では、入学金や授業料の支払いを学生本人が負担し、過剰にアルバイトをしたり、節約のために実家から数時間かけて通学し、学業がおろそかになったり、奨学金の債務を負ってしまうといったケースがあるという声が聞かれる。
- 進学を望む子どもがいても、保護者からの理解が得られず、進学をあきらめてしまうケースがあり、保護者に基礎学力や進学の重要性が十分に理解されていないといった声が聞かれる。

【4】保護者の生活状況や子どもとの関わりについて

- 経済的に困難な世帯では、保護者自身が虐待・DVの経験がある場合や、障害のある場合も見られるなど、複数の困難を抱えている場合がある。
- 経済的に困難な世帯は、保育所・幼稚園や学校に気づかれないように家庭が配慮しており、学校などが把握できる状態であれば、かなり困難な状態であるという声が聞かれる。
- 貧困などの困難さに対して、諦めてしまっていたり、困難な状態であるという自覚が薄かったりする保護者が多いという意見が出ている。
- 生活状況や虐待の有無などにおいて、本当はどの程度の困難さを抱えているのか、どの程度の支援が必要なのか、わからないという声が多く聞かれる。
- 生活の困難さから精神的に疲弊し、子どもと向き合う余裕がない家庭もあるという声が聞かれる。
- 就学援助など、まとまったお金を受け取ると生活に必要な費用を残さない（残せない）ケースや、関係機関に支払うべき費用を払わなかったりするケースが見られ、日常生活での金銭感覚に問題のある保護者が多いという声が聞かれる。
- 子どもが小学校から中学校に入学する際に、部活の用具など、保護者の負担が大きくなるが、子どもが成長するにしたがって、必要となるお金は増えるということに対する保護者理解があまり見られないという声が聞かれる。

【5】保護者の就労状況について

- 夜間仕事をしている保護者も多く、子どもとの関わりの時間が取れない状況が見られる。特に、夜に出勤し、朝に帰宅するため、適切な食事を用意できない、乳幼児を家に残したまま度々外出するなどといったことが見られ、子どもの生活習慣の乱れにつながってしまうことが指摘されている。また、子どもが朝に起きず、やがて学校を休みがちになることにつながってしまうという声が聞かれる。
- 子どもを看る人がほかにいないため、やむを得ずパート・アルバイトなどの非正規雇用で短時間労働をしている世帯や、身体的・精神的な疲弊で長時間労働ができない世帯があるという声が聞かれる。家の中で子どもと保護者が長時間二人きりで過ごす家庭では、子どもとの関わりの中で衝突しやすい傾向が見られるという意見が出ているほか、十分な収入を得られていないことが懸念される。
- 子どもを一人で支えるためにダブルワークや長時間労働などを行っている保護者も見られる。こうした世帯では、子どもと関わる時間が少なく、子どもへの理解が薄い傾向が見られるという意見が出ている。

【6】関係団体から経済的に困難な世帯を含む様々な対象に支援をする上での現状や課題について

- 学校（園）を対象とした調査では、困難な家庭の子どもや保護者と接することが「ある」割合が66.1%、「ない」割合が33.9%となっている。生活保護や児童扶養手当、就学援助を受けている世帯の子どもは各学校（園）に在籍している中で、学校（園）の現場で「ない」と回答があることから、子どもの貧困は見えにくい、見えてこない問題であるといえる。
- 支援を受けていないが困窮している人や世帯を把握することが難しいという意見が多くの関係団体から出ている。世帯所得などが手当や援助の要件をわずかに超えるなどして支援を受けていない世帯では、手当や援助を受けている世帯よりも生活が苦しいケースがあるといった声も聞かれた。
- 最も必要とされがちな金銭的な支援について、関係団体からは行政などの窓口の紹介しか行えないため、困難な家庭に関わる関係団体と行政のさらなる連携が必要という意見が出ている。
- 学校に通う子どもの保護者は就学援助を受け取っている家庭が多く、25%を超える児童が就学援助を受けている学校もある。一方、生活保護受給世帯は就学援助と比較すると少なくなっているが、これは生活保護を受けることで、生活に必要な自動車を所持できなくなると考えているためではないかという声が聞かれる。
- 保育所や学校では、卒業生などから学用品や制服の寄付を募り、ほかの子どもに貸し出すという支援をそれぞれで行っている。また、副教材や勉強道具などはこうした方法ではストックを賄えず、公的な支援によって学校に予備を用意してほしいという声も聞かれる。
- 保育所・幼稚園、学校から、行事にかかる費用の問題から、参加できない子どもがいるという声が聞かれる。
- 日本語があまり理解できない保護者の場合、必要書類の難解さや手続きの煩雑さなどから、必要な支援につなげることが難しいという声が聞かれる。また、子どもが日本語を理解できる場合でも、子どもを通訳に入れることが難しい場面もあるといった声が聞かれる。
- 学校給食について、小・中学校ともに完全給食を実施したことにより、児童・生徒にとっては栄養バランスのとれた食事をとれる機会となったり、不登校の子どもが学校に来るきっかけになったりしている。給食費支払いの問題については、就学援助から学校に直接支払われるよう制度が改正され、支払いが難しいケースでは学校が保護者に分納を勧めるなどしていることもあり、ほぼ100%に近い収納率となっている。

【7】経済的に困難な世帯などへの支援を強化・充実するために必要なことについて

- 経済的に困難な世帯や子どもに対して、現状では支援が不十分であるという意見が多くの関係団体から出ている。一方で、世帯や保護者の自助努力を促すことが必要であるという声も多く聞かれる。
- 現在支援を行っている関係団体同士が、より連携する必要があるという意見が多くの関係団体から出ている。また、関係機関の認識している問題のケースと要保護児童対策地域協議会（要対協）の情報との間にずれがあるケースがあり、「誰が、どこで、どんな支援をしているのか」わかるようにしてほしいといった声が聞かれる。
- 保育所への入所は、子どもの貧困を早期に発見し、また、保護者がひとりになれる時間をつくる意味でも重要であり、待機児童の解消が子どもの貧困対策として大切であるという声が保育所より挙がっている。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーは、学校における経済的に困難な児童・生徒の増加に伴い、活動の範囲や業務量が増加していることがうかがえ、各学校で教師との情報交換や連携を密に行っているという声が聞かれるが、情報の共有や連携を深める時間が足りない、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの増員を求めるといった声も聞かれる。
- 行政関係課の連携について、個人情報面から連携が難しいケースが多いことがうかがえるが、今後、充実を図る必要があるといった声が聞かれる。
- 保育所・幼稚園・学校同士や関係課での連携強化だけでなく、経済的に困難な家庭や世帯と保育所・幼稚園・学校・関係機関などをつなぐコーディネーターのような存在が必要であるといった意見も出ている。

3. 子どもの貧困に関する課題の整理と必要な取組

子どもの貧困に関する課題の整理と必要な取組の見方

例) 本計画の33ページの【1】を参照する場合、(P33【1】)のように記載します。

本市の課題			
	統計	保護者アンケート	関係機関調査・ヒアリング
子どもの学習	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校における学校外学習時間が1時間未満の生徒の割合が横ばいで推移になるなど、学校外での学習状況にはさらなる改善が必要(P10～12) ・不登校は、小学校で0.54%、中学校で1.90%(H27年度時点)(P12～13) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学2年生では、通塾の支援を求める割合が高い(P24) ・生活困難世帯では、無料もしくは低料金での学習支援の場を希望している割合が高い(P24) ・母子世帯や生活困難世帯では、住居に落ち着いて勉強できるスペースがないという割合が約1～2割となっている(P26) ・小学5年生および父子世帯で、夏休み中に自習できる場所へのニーズが多い(P31) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困難世帯では、学習習慣がなく、通塾もしないため、勉強が遅れがちになり、さらに学習しなくなる連鎖につながるという傾向が見られる(P34【3】) ・関係団体や行政の学習支援の利用は、学力や成績の向上、また、人との関わりや進路についてもよい影響が見られ、継続が必要である(P34【3】) ・子どもへの学習支援を継続するため、人材および金銭面での支援と、支援機関同士での情報共有が重要になっている(P34【3】)
学校教育	<ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査より、学力改善の兆しがあるが、中学校では一部全国や県の成績と差がある教科がある(P10～11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭や生活困難世帯などでは、子どもに高校まで通うことを希望する世帯が多いが、子どもが小学5年生のうちには大学まで行くことを希望する世帯が多いことから、子どもの成長に伴い、経済的理由で大学への進学をあきらめていることがうかがえる(P25) ・給食費の支払いが遅れたことのある家庭は、生活困難世帯とそうでない家庭で割合の差が大きい(P29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の勉強についていけないことが、交友関係などに影響し、不登校につながる懸念される(P34【3】) ・学校での学習支援は小・中学校を中心に行われているが、支援が必要な児童・生徒ほど参加できていない(P34【3】) ・進学を望んでいる子どもが、保護者からの理解が得られずに進学をあきらめてしまうケースがあり、支援が必要である(P34【3】)
就学援助	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助の受給率は、小学校で高止まり傾向(H27年度時点で12.9%)、中学校で増加傾向(H27年度時点で17.6%)である(P8) 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助を受けている割合は、生活困難世帯で41.9%、ひとり親世帯で48.5%と半数近くになっている(P31) ・学習塾や習い事にかかる費用は、どのような世帯でも負担に感じている割合が高い(P30) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学では、入学金や授業料の支払いに苦慮し、学業がおろそかになったり、奨学金の債務を負ったりしてしまうケースがあり、支援が必要である(P34【3】)
子どものくらし【食事】			<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食が、バランスのとれた食事の機会や学校に通うきっかけとなっている(P35【6】)

注:「関係機関調査・ヒアリング」における生活困難世帯とは、回答内容から経済的貧困の状況などがうかがえる世帯を指している。

必要な取組

- 早期からの保育・教育支援が求められます。
- 幼児教育・義務教育・高等教育など、各段階での就学援助が求められます。
- 生活困窮世帯の子どもへの学習支援など、教育格差の是正に向けた取組が必要です。
- 学校教育による、すべての子どもの学力を保障するための取組が必要です。
- 学校教育だけでなく、地域での学力支援に向けた取組が必要です。
- 専門支援を行う人材の配置が必要です。
- 関係機関による連携した支援が必要です。

本市の課題

	統計	保護者アンケート	関係機関調査・ヒアリング
生活困難世帯の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・母子世帯は増加傾向〔P5〕 ・世帯と地域のつながりの希薄化につながる、単身世帯の増加傾向が進む〔P5〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者の 13.5%がひとり親世帯に該当し、その多くが母子世帯である〔P22〕 ・すべての世帯のうち、11.3%が過去1年間で、必要とする食べ物や衣服が買えない経験が「あった」と答え、母子世帯では 31.4%が「あった」と答えている〔P22〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・兄弟が保護者の代わりに子育てをしているケースがあり、家に閉じこもり、不登校やひきこもり、ニートにつながることを防ぐ必要がある〔P33〔1〕〕 ・公的支援の受給要件の基準をわずかに超える世帯では、より生活が苦しいケースが見られる〔P35〔6〕〕
保護者のくらし		<ul style="list-style-type: none"> ・生活困難世帯では、保護者が朝食をほとんど食べない割合が 12.5%となっており、日常的に朝食を食べられていない人が一定数いる〔P26〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困難世帯では、保護者自身が虐待・DVの経験がある場合や、障害のある場合が見られるなど、複数の困難を抱えている場合がある〔P34〔4〕〕 ・貧困を諦めたり、自覚がない保護者が多い〔P34〔4〕〕 ・生活の困難さから精神的に疲弊し、子どもと向き合う余裕がない家庭もある〔P34〔4〕〕 ・生活困難世帯や保護者の自助努力を促すことができる支援が重要である〔P36〔7〕〕
保護者の就労	<ul style="list-style-type: none"> ・有効求人倍率は H25 年度以降 1.0 倍を超えて改善傾向にあるが、パートタイム就労が増えていることがうかがえる〔P9〕 ・母子世帯・父子世帯ともに、H18 から H23 にかけて就労している割合が減少し、また就労している母子世帯・父子世帯も、正規の職員・従業員として働いている割合が減少している〔P19〕 ・H23 の母子世帯の平均年間就労収入は、父子世帯の半分以下となっている〔P20〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・父親は 76.2%が正社員、母親は 50.5%がパート・アルバイト、両親以外の保護者では 43.8%がパート・アルバイト〔P27〕 ・生活困難世帯では、父親が正社員である割合が全体よりも低い〔P27〕 ・生活困難世帯の母親は働いていない割合が全体より若干高いが、現在働いていないすべての母親のうち、40.3%が今後働きたいと回答している〔P27〕 ・ひとり親世帯では、全体よりも母親の仕事からの帰宅時間が遅くなっている〔P27〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が夜に出勤し、朝に帰宅するため、適切な食事を用意できず、子どもの生活習慣の乱れや不登校などにつながることを指摘される〔P35〔5〕〕 ・パート・アルバイトなどの非正規雇用で短時間労働をしている保護者、身体的・精神的な疲弊で長時間労働ができない保護者がおり、十分な収入を得られていないことが懸念される〔P35〔5〕〕 ・ダブルワークや長時間労働などをしている保護者もみられ、こうした世帯は、子どもと関わる時間が少ないため、子どもへの理解が薄い傾向がみられる〔P35〔5〕〕
経済的支援の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯数は一時のピークを越えたものの、中期的には増加傾向〔P6〕 ・18 歳未満の生活保護世帯人口は H27 年度時点で 142 人(18 歳未満人口の約 0.72%)となっており、近年は減少傾向〔P6〕 ・児童扶養手当受給者は、近年では増加・高止まり傾向〔P7〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困難世帯では、急な出費のための貯金(5万円以上)がない割合が 41.9%〔P28〕 ・生活困難世帯では制服・体操服の購入費、給食費などの学校の諸経費、辞書・習字道具などの教材購入費が負担である割合が比較的高い〔P30〕 ・現在の暮らし向きについて、小学5年生よりも中学2年生の方が苦しいと答えた割合が高く、また、生活困難世帯では、苦しいと答えた割合が 93.4%〔P30〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困難世帯では、金銭感覚に問題がある、または必要な金銭の管理ができない保護者が多く、保護者への教育が必要である〔P34〔4〕〕 ・中学校への入学など、子どもの成長に応じて必要なお金が増えていくことを、保護者に周知・啓発する必要がある〔P34〔4〕〕

	統計	保護者アンケート	関係機関調査・ヒアリング
住まい	・H18からH23にかけて、母子世帯では持家の所有率が減少し、借家等の所有率が増加している(P20)	・母子世帯では、本人や配偶者の持ち家率が低く、実家や賃貸アパートなどで暮らしている保護者もあると思われる(P25) ・家賃については、どのような世帯でも、支払いが遅れた割合が低い(P29)	・生活困難世帯では、住居が整理されていないことから、日用品や衣類などを無くしたり、無くしたものを買い直したりする傾向がみられ、さらに金銭的余裕がなくなる悪循環のケースも浮かがる(P33【1】)
子どもの暮らし 【もちもの・身の回り】		・母子世帯では、経済的な困難さから必要な食品や衣服を買えないことが1年間に1回以上あった割合が31.4%(P22) ・両親同居世帯でも、経済的な困難さから必要な食品や衣服を買えないことが1年間に1回以上あった割合が9.4%(P22) ・母子世帯や生活困難世帯では、子どもがスマートフォンや携帯電話を所持している割合が全体よりも高い(P28)	・風呂に入れていない、同じ服を着続けているといった子どもが保育所・幼稚園、小中高校の関係機関で見られる(P33【2】) ・保育士や教師が善意で子どもにシャワーを浴びさせることには限界があり、食事の用意と合わせ、洗濯や入浴などの基本的な生活習慣を保護者に身に付けさせることが重要(P33【2】)
子どもの暮らし 【食事】		・夕食を子どものみ(兄弟姉妹のみ)で食べている割合は25.5%、子ども一人の割合は5.7%(P24) ・生活困難世帯では、子どもが朝食を毎日食べる割合が全体よりも低い(P23)	・生活困難世帯では、朝食の欠食があることが多くの関係機関から指摘されている(P33【2】) ・保護者が夜遅くまで帰らず、夕食の欠食などの問題も起きている(P33【2】)
子どもの暮らし 【体験】		・生活困難世帯では、習い事をしていない子どもが31.6%と、全体よりも高い(P23) ・生活困難世帯では、旅行や美術館・博物館、コンサートなどに出かける経験も、図書館や地域行事などに出かける経験も、全体よりも低い(P23)	・生活困難世帯において、費用がかかる行事に子どもが参加できていない状況がある(P35【6】)
子どもの暮らし 【医療】	・乳幼児健診の受診率は、各月齢とも増減をしつつ、ほぼ横ばいで推移(P15) ・乳幼児、児童のう歯罹患率は減少し、う歯未処置率も県平均の値と同程度まで減少(P16)	・生活困難世帯では、過去1年間に公的年金や保険料の支払いが遅れた割合が22.8%(P29) ・生活困難世帯では、過去1年間に子どもを病院などに受診させなかった割合が41.9%あり、医療費の支払いが難しかったために受診しなかった世帯が多い(P29)	

必要な取組

- 保護者の心身の困難に寄り添う取組が必要です。
- 保護者の生活力を向上させる取組が必要です。
- 長期的に子どもに関わっていく支援体制が必要です。
- 子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに向けた取組が必要です。
- 社会生活にかかる経費の保障が求められます。
- 身の回りのことや食事など、子どもの基本的な生活習慣の定着を促進していく取組が必要です。
- 子どもたちに体験の機会を提供する取組が必要です。

本市の課題

	統計	保護者アンケート	関係機関調査・ヒアリング
発見・支援の難しさ	・H28時点で、市内には広義でのひきこもりが 516 人と推計されている 〔P17〕	・過去1年間に就学援助を受けている世帯でも、40.5%の世帯が生活困難世帯となっている〔P22〕 ・ひとり親世帯や生活困難世帯では、あいさつ程度の近所づきあいしかしていない割合が高く、まったく近所づきあいがいない割合もみられる〔P26〕 ・生活保護の受給率は、生活困難世帯で 4.0%、ひとり親世帯で 4.5%にとどまる〔P31〕	・本当はどの程度の困難さを抱えているのかわからず、子どもの貧困を学校が把握できる状態であれば、かなり困難な状態であるという指摘がある〔P34〔4〕〕 ・生活困難世帯の把握について、関係機関によって差があり、子どもの貧困の「見えにくさ」がうかがえる〔P35〔6〕〕
連携の必要性			・多くの関係機関から、既存の連携・協力の強化が重要であると指摘されている〔P36〔7〕〕 ・関係機関などの支援窓口と生活困難な世帯を結ぶコーディネーターが必要である〔P36〔7〕〕
相談		・生活困難世帯では、市役所などの公的な相談窓口を希望する割合は全体よりも高いが、同じ悩みを話し合う場へのニーズは全体よりも低い〔P32〕	・生活困難世帯や子どもへのケアなど、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの業務量が増えており、増員を求める声がある〔P36〔7〕〕
虐待	・児童虐待の発生件数は近年減少傾向で、H27 年度時点で 46 件 〔P16〕		・虐待などについて、どの程度の困難さを抱えているのか、どの程度の支援が必要なのか、判断が難しい〔P34〔4〕〕
その他の支援			・保育所は子どもの貧困の発見や保護者がひとりになる時間をつくる上でも重要であり、待機児童の解消が必要となっている 〔P36〔7〕〕

必要な取組

- 地域の中で貧困を発見できる仕組みづくりが必要です。
- 発見および必要な支援につながる相談窓口の充実が必要です。
- 市民への啓発が必要です。
- 関係機関の連携およびネットワークの強化が求められます。
- 保育・教育現場からの貧困対策の充実が求められます。
- 保育所での支援につなげるためにも、待機児童の解消が必要です。

第3章 計画の方針

1. 計画の目標および基本視点

子どもたちの学びと育ちをみんなで応援します

基本理念

8施策

基本視点1 子どもたちの学びを応援

子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。

貧困の連鎖を断ち切るため、乳幼児期からの早期教育や質の高い保育・教育を受け、生涯にわたって必要な知識や能力を習得することができるよう、保育所・幼稚園および学校の体制整備と公的な支援を行います。また、教育の質が世帯の事情や経済状況などに左右されたり、教育の機会が奪われたりすることがないように、支援の充実を図ります。

9施策

基本視点2 子どもたちの育ちを応援

子どもの生活は、保護者や同居者の就労状況や暮らしに大きく左右されてしまい、また、子どもの健康や生活習慣の悪化がさらなる生活困難につながってしまう悪循環が見られます。

生活が困難な状況にある子どもを支援するため、必要な日常生活習慣を身に付けられるよう支援を行います。また、親子ともに健やかな生活を送ることができるよう、必要な経済的援助を行うとともに、保護者の就労支援を行うほか、子ども・若者に対しても就労への支援の充実を図ります。

8施策

基本視点3 みんなで応援

子どもの貧困は、見ようとしなければ見えない、見えてこない問題です。

子どものSOSに気づくため、地域全体で問題や困りごとを発見できる環境を整備します。また、関係機関・団体との連携・協力を図りながら、発見・支援のためのネットワークを構築するとともに、必要な支援に迅速につなげることができる体制を整備します。

2. 施策体系

基本理念

子どもたちの学びと育ちをみんなで応援します

1

子どもたちの学びを
応援

- 【1】 家庭・地域での子育て支援の充実
- 【2】 就学前保育・教育の充実
- 【3】 学校教育の充実
- 【4】 食育の推進・啓発
- 【5】 多文化共生社会などへの対応
- 【6】 学校を窓口とした福祉関連機関などとの連携
- 【7】 地域での学習支援
- 【8】 高校生・大学生を対象とした就学の支援

2

子どもたちの育ちを
応援

- 【9】 スポーツ・芸術など体験の機会の提供
- 【10】 放課後児童クラブの内容充実
- 【11】 子どもたちの居場所づくり
- 【12】 ショートステイ・トワイライトの充実
- 【13】 子ども・若者への就労支援の充実
- 【14】 保護者の就労支援・学び直し
- 【15】 経済的な支援
- 【16】 保護者の健康確保
- 【17】 暮らしへの支援

3

みんなで応援

- 【18】 相談体制の整備・充実
- 【19】 関係機関による連携強化・ネットワークの整備
- 【20】 早期発見と必要な支援へのつなぎ
- 【21】 子どもたちを応援する地域づくり
- 【22】 市民への啓発
- 【23】 ふるさと納税制度などの周知・啓発
- 【24】 子どもの貧困対策の情報収集と提供
- 【25】 庁内体制の整備

第4章 計画の施策展開

①…新規、②…拡充

基本視点1 子どもたちの学びを応援

施策	施策の内容	取組主体
【1】 家庭・地域での子育て支援の充実	①家庭教育支援の充実と親と子の育ちの場の提供 ② 地域子育て支援センターの「子育て講座」や各公民館などで行う「すくすく教室」「のびのび教室」により、子どもが人間性や社会性を身に付けられ、保護者同士が交流しながら子育てを学べるよう、家庭教育支援を実施します。また、地域子育て支援センターや各「ひろば」において、親子がふれあう機会を提供します。	子ども・若者課
	②絵本の読み聞かせによる親子のふれあい 4か月、10か月の乳幼児健康診査に合わせてブックスタート事業を実施し、本に親しむ機会を提供するとともに、各家庭での読み聞かせを促し、親子のふれあいの機会を醸成します。	図書館
【2】 就学前保育・教育の充実	①就学前保育・教育の質の向上 「彦根市乳幼児教育・保育共通カリキュラム」に沿って、教育・保育の充実を図ります。また、保育士と幼稚園教諭の資質および教育・保育の質の向上を図るため、公立・民間園の職員を対象に、家庭支援連絡会議の開催や、研修補助を実施します。	幼児課
	②家庭支援推進保育士の配置 ③ 公立保育所に家庭支援推進保育士を配置するとともに、家庭支援推進保育士を配置している民間保育所に対し、補助金を交付することで、児童の福祉の増進を図ります。	幼児課
	③一時預かり事業の充実 ④ 緊急時や短時間の就労などにより、一時的に保育が必要な保護者のニーズに対応するため、一時預かりの実施保育所数の増加を図ります。	幼児課
	④保育料などの負担軽減・幼児教育の無償化 ⑤ 国および県の施策活用を図るとともに、各家庭の収入状況などに応じ、保育料などの負担軽減に向けた取組を進めます。また、国の「教育振興基本計画」などに基づく制度に合わせて、幼児教育の無償化に向けた取組を進めます。	幼児課
	⑤待機児童の解消 ⑥ 民間事業者が実施する施設の新設や改修に対し補助を行うとともに、保育士フェア・高校生保育所保育体験を実施し、保育士確保に努めます。また、利用審査では、家庭において保育することが困難な状況を審査し、保育の必要性が高い家庭の利用を配慮します。	幼児課

施策	施策の内容	取組主体
【3】 学校教育の充実	①学校教育における学力保障 学力保障のための少人数の習熟度別指導など、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を各校で実施します。	学校教育課
	②学力補充教室の拡充 ㊦ 長期休業中に、各小中学校の状況に応じて、希望者に学力向上に向けた補充学習を実施し、学力補充教室の拡充を図ります。	学校教育課
	③学校図書の実施 ㊦ 学校図書館図書の蔵書数を拡充し、充実を図ります。	教育総務課
	④ライフプランに関する学習 小学校の生活科、家庭科、中学校の社会科などの学習において、お金に関する学習などライフプランに関する学習に取り組みます。また、中学校のキャリア教育において、自分の進路について考える時間や、自己決定ができる活動の機会を設定します。	学校教育課
	⑤命の大切さや妊娠、出産の正しい知識の普及啓発 中学校保健体育・小学校体育保健領域や学級活動などで、命の大切さについて学習します。また、学校における性に関する指導を充実し、児童・生徒が思春期における心と体の発達について理解し、性と生命を尊重する気持ちを育成します。	学校教育課 保健体育課
	⑥就学援助の拡充 ㊦ 現在の社会情勢を踏まえ、認定基準としている生活保護基準の倍率拡大に向けた検討を図ります。また、制度の周知・徹底を図り、必要な家庭を支援につなげます。	学校教育課
	⑦特別支援教育に関する支援の充実 特別支援教育就学奨励費制度の周知・徹底により申請を促進し、学用品費などの教育費用の軽減を図ります。	学校教育課
【4】 食育の推進・啓発	①適切な栄養の摂取による健康の保持増進 保育所・学校を対象に、毎月、給食標準モデル献立表を作成するとともに、簡単クッキングを通じて、食育の推進を図ります。また、乳幼児健康診査、乳幼児個別相談、栄養相談などで大人も含め、個々のライフスタイルに応じ、食生活の改善につながる指導を行います。	幼児課 健康推進課 学校給食センター
	②望ましい食習慣や生活習慣を形成するための啓発 各保育所を訪問し、栄養指導を行い、食習慣や生活習慣を整えるための啓発を行います。また、乳幼児健康診査などの様々な機会を活用し「早寝早起き朝ごはん」について継続的に啓発します。小・中学校では、保護者や学校医などの医療機関、学校が連携を図りながら、生活習慣病予防対策事業の取組を進めます。	幼児課 健康推進課 保健体育課
【5】 多文化共生社会などへの対応	①多文化共生社会への対応 ㊦ 外国にルーツを持つ児童・生徒や保護者に対して、日本語指導や母語によるサポートなど、学校生活を安心して送れるような体制を整備します。	人権政策課 学校教育課

施策	施策の内容	取組主体
【5】 多文化共生社会などへの対応	②国際化社会への対応 すべての児童・生徒に、多文化共生の意識を高める国際理解教育を推進するとともに、「中学生海外研修派遣事業」において、参加を希望する生徒が応募しやすい条件を検討します。	人権政策課 学校教育課
【6】 学校を窓口とした福祉関連機関などとの連携	①スクールソーシャルワーカーによる学校支援 ㊦ スクールソーシャルワーカーの配置・派遣を拡充し、学校支援の充実を図ります。	学校教育課
	②スクールカウンセラーによる学校支援 ㊦ スクールカウンセラーを各学校に派遣し、児童・生徒や保護者、教職員のカウンセリングを実施します。また、貧困対策との関連のある事案について対応するため、体制の充実を図ります。	学校教育課
	③学校をプラットフォームとした教育・福祉関係機関の連携 ㊦ 子ども・若者総合相談センターを、子どもの貧困対策を含めた子ども・若者の総合相談窓口とするとともに、学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして位置付け、学校・教育委員会・福祉関係機関などが連携し、総合的な子どもの貧困対策を展開します。	子ども・若者課 学校教育課
【7】 地域での学習支援	①地域住民などによる放課後などの学習支援の実施 ㊦ 地域コーディネーターを介して、地域住民や教員OB、大学生などに呼びかけ、学習支援員を募り、基礎的・基本的学習内容の補充を希望する中学生に対して、放課後などの学習支援活動を行います。	生涯学習課
	②生活困窮世帯などへの学習支援 通信添削でのマンツーマン学習を基本に、一人ひとりの学力に合った学習支援を実施します。また、今後地域・民間で行われる学習支援の場との連携を図ります。	社会福祉課
	③英数教室などの実施 地域の小・中学生に対して英数教室などの学習支援、居場所づくりの支援を行います。	人権・福祉交流会館
	④図書館や地域文庫の充実 保護者や子どもの、様々な学習ニーズに対応するため、図書と専門職員の充実を図るとともに、図書館から遠い地域や子どもたちに本を読む楽しさを伝えるため、たちばな号による図書の貸し出しや、地域こども文庫、地域親子文庫の設置・充実を図ります。	図書館
	⑤自習ができる場所の提供 ㊧ 長期休業中に自習ができる公共施設などの情報を取りまとめ、情報提供します。	子ども・若者課
【8】 高校生・大学生を対象とした就学の支援	市独自の奨学金の給付 「彦根市奨学金給付事業基金」を活用し、学業成績および人物評価が優秀であり、かつ経済的な理由により、就学が困難な生徒に対し、奨学金を給付し、有能な人材の育成を図ります。	学校教育課

基本視点2 子どもたちの育ちを応援

施策	施策の内容	取組主体
【9】 スポーツ・芸術など 体験の機会の提供	①コンサートチケット代などの負担軽減 [☑] 文化プラザなどでの市主催事業や指定管理者の自主事業において、入場料の学生料金設定事業の維持・拡大を図ります。	文化振興室
	②学校教育の場での体験の充実 児童生徒の体育活動の振興を図るため、各種体育行事（大会）への選手派遣に対し補助を行うとともに、各中学校部活動に対する支援を行います。また、文化庁や県・市が実施する芸術体験事業を周知し、子どもたちが体験する機会を提供します。	学校教育課 保健体育課
【10】 放課後児童クラブ の内容充実	①定員の確保 [☑] 各学校の状況に応じて、余裕教室をクラブ室として使用できるように整備するとともに、新たな施設の新築、現クラブ棟の改築を行い、定員を確保します。	生涯学習課
	②開設時間の延長 運営体制や費用負担などを加味し、総合的な視点から検討を進めます。	生涯学習課
【11】 子どもたちの居場 所づくり	①学童保育の実施 小学生低学年を対象に、夏季休暇中において学童保育事業を実施します。	人権・福祉交流会館
	②子ども食堂などへの支援 [☑] 子ども食堂や子どもたちが自主学習などを行う居場所を定期的に開設する支援団体などに対し、支援を行います。	子ども・若者課
	③子どもが安心して過ごす場所やサービスの確保 [☑] 社会福祉法人などに対し、地域における公益的な取り組みとして、保護者が家にいないときなど、子どもが安心して過ごす場所としてのフリースペースの実施を働きかけます。	子ども・若者課
	④生きづらさを抱える若者たちの居場所づくり [☑] ひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の社会参加に寄り添い、応援するため、自宅からの一歩を踏み出す場所となる居場所を開設します。	子ども・若者課
	⑤親子で過ごせる居場所づくり [☑] ひとり親家庭の親子が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う場を提供できるよう検討します。	子育て支援課
【12】 ショートステイ・ト ワイライトの充実	受け入れ体制の充実 [☑] 子育て短期支援事業において、滋賀県子どもと家族を守る家づくり事業を利用するなど、受け入れ先の確保を図ります。また、里親となる人材の発掘のため、広報誌や里親大会による啓発など、彦根地域里親会と連携し広報活動を実施します。	子育て支援課

施策	施策の内容	取組主体
<p>【13】 子ども・若者への就労支援の充実</p>	<p>①職場体験の推進 働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、中学校2年生を対象に、5日間の職場体験を校区内の事業所を中心に実施します。</p> <p>②進学を選択しなかった子どもへの支援、高校・大学などを中退し就労を選択したときの支援の充実 ㊦ 子ども・若者総合相談センターや青少年立ち直り支援センター「あすくる彦根」などにおいて、子どもたちの就業に向けた支援や職場適応と定着化の促進のため、関係機関と連携しながら支援を行います。</p> <p>③立ち直り支援の充実 子ども・若者総合相談センターや青少年立ち直り支援センター「あすくる彦根」などの関係機関が連携し、子ども・若者たちに寄り添い支援するとともに、個別指導で就職・就学などの支援を行います。</p> <p>④地域の事業所と協力し、職場体験ができる仕組みづくり ㊦ 企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所訪問時や、事業所が集まる雇用対策協議会などの関係機関の開催する研修会などにおいて、職場体験の実施についての啓発を行います。また、子ども・若者の働く意欲を養い職業能力の向上を図るため、短期的な就労や社会体験を積み重ね、就業や社会参画が可能になるよう事業所・関係機関などと連携して就労支援を行うとともに、無職少年対策推進員の協力を得て、協力事業所の開拓を推進します。</p>	<p>学校教育課</p> <p>社会福祉課 子ども・若者課 少年センター</p> <p>子ども・若者課 少年センター</p> <p>地域経済振興課 社会福祉課 子ども・若者課 少年センター</p>
<p>【14】 保護者の就労支援・学び直し</p>	<p>①保護者の就労支援 ㊦ ハローワークと連携して就労に向けた支援を実施します。また、彦根市いきがいわくワークセンター（無料職業紹介事業所）において、仕事の定着を目指した取組を行うなど、就労支援の拡大を図ります。</p> <p>②自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金 雇用保険加入が1年未満のひとり親家庭の親が指定の職業能力開発講座を受講し修了した場合、費用の助成を行います。また、資格取得を目的に1年以上修学する場合の生活資金を支給します。</p> <p>③市が必要とする人材育成としての支援 ㊦ 福祉の職場説明会や職場定着支援研修会を開催し、地域で必要な福祉人材の確保および福祉職場への定着化と人材育成を図ります。また、介護職員の定着に向け、国家資格である介護福祉士の受験に必要な実務者研修の受講者に対する助成などを検討します。</p>	<p>人権・福祉交流会館 社会福祉課 子育て支援課</p> <p>子育て支援課</p> <p>介護福祉課</p>

施策	施策の内容	取組主体
【15】 経済的な支援	①生活福祉資金貸付（社会福祉協議会）の相談 社会福祉協議会と協力し、生活困窮家庭などに対して教育資金などの生活福祉資金の貸付による支援を行います。	社会福祉課
	②母子・父子・寡婦福祉資金貸付（県）の相談・受付 ひとり親家庭の保護者が経済的に困窮している際に、福祉資金貸付などの情報提供を行うとともに、貸付の相談に応じます。	子育て支援課
	③ひとり親家庭支援事業への利用助成 ひとり親家庭の保護者が家庭支援事業を利用した際に、利用代金を助成します。	子育て支援課
【16】 保護者の健康確保	①相談業務や養育支援訪問による保護者への支援 母子・父子自立支援員などの専門の相談員が随時相談に応じます。また、養育支援訪問を実施し、必要に応じて関係機関へのつなぎや、家事支援・育児支援を実施します。	子育て支援課
	②保護者の健康面に対する専門的な対応 保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる訪問指導や健康相談を実施し、保護者の健康に関する不安を解消します。	健康推進課
【17】 暮らしへの支援	①医療費の負担軽減  医療費の負担軽減を図るため、ひとり親家庭や重度心身障害児にかかる自己負担金（入院1日あたり1,000円、通院1診療報酬明細書あたり500円）を撤廃します。また、子ども医療費助成について中学生までの入院医療費助成に加えて、通院にかかる助成対象の拡大の可能性を検討します。	保険年金課
	②住宅への支援 生活困窮家庭に対して、生活困窮者自立支援法の規定に基づく住居確保給付金を支給するとともに、ひとり親家庭の家賃負担軽減に向けた施策を検討します。また、ひとり親家庭に対し市営住宅の住宅供給を行うことで、住宅セーフティネットの充実に努めます。	社会福祉課 子育て支援課 建築住宅課
	③公共交通機関の充実  湖東圏域公共交通活性化協議会において、「湖東圏域地域公共交通網形成計画」に基づき、路線バスと鉄道との接続を強化するとともに、路線やダイヤを改善して通院通学、観光などにも便利にする取組を進めます。また、予約型乗合タクシーについても、地区や路線、停留所の設置、運賃など工夫しながら見直すなど、路線バスや愛のりタクシーを面的に整備します。	交通対策課

基本視点3 みんなで応援

施策	施策の内容	取組主体
【18】 相談体制の整備・充実	①子どもの貧困に関する相談窓口の設置 ^新 子ども・若者総合相談センターにコーディネーターを配置し、アウトリーチなどの機能拡充を図り、子どもの貧困対策を含めた子ども・若者の総合相談窓口とし、学校、関係行政機関、地域企業、NPO、自治会その他関係者と連携して支援します。	子ども・若者課
	②妊娠期からの切れ目ない支援 ^固 子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳発行時の面接および情報提供、相談支援を実施します。また、子ども・若者総合相談センターを始めとした、子どもの貧困対策などにかかわる各関係機関の体制充実および連携強化を図ります。	子育て支援課 子ども・若者課 健康推進課
	③離婚前相談への対応 離婚前・離婚後の不安を抱えた方への相談に対応するため、職員のスキルアップを図ります。また、離婚前相談時においては、養育費の取り決めなどについても助言します。	子育て支援課
	④個別相談・個別訪問の充実 必要に応じて、要保護児童対策地域協議会において具体的な支援策を講じ、関係機関と連携して訪問を実施するほか、養育支援訪問事業を活用し、適切な支援を行います。また、保健師、助産師の訪問などにより、妊産婦や乳幼児の健康に関する相談・支援を実施するとともに、必要に応じて適切な医療が受けられるよう支援します。	子育て支援課 健康推進課
	⑤相談・対応体制の充実 相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。	人権政策課 人権・福祉交流会館 福祉保健部 学校教育課
【19】 関係機関による連携強化・ネットワークの整備	①地域協議会によるネットワーク体制の整備 ^新 すでにある多様な相談体制や機関の充実を図るとともに、彦根市内の関係機関が持つ知識や技能を活かした支援ネットワークを整備します。	子ども・若者課
	②福祉部門と教育委員会・学校などとの連携強化 ^固 子ども・若者総合相談センターの体制充実や、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣の拡充などを図り、学校と福祉機関などの連携・協働を推進し、貧困・虐待など、子どもを取り巻く環境の調整・改善に取り組みます。	子ども・若者課 学校教育課

施策	施策の内容	取組主体
【20】 早期発見と必要な支援へのつなぎ	①乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査などでの早期発見 助産師、保健師による妊産婦訪問、新生児訪問、民生委員・児童委員（主任児童委員）によるこんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査を通して、支援を必要とする母子の早期発見に努め、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	健康推進課
	②地域子育て支援（拠点・ひろばなど）での早期発見 地域子育て支援センターや各ひろばにおいて、保護者からの相談を通して、子どもや家庭の課題に必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	子ども・若者課
	③保育所・幼稚園での相談を通じての早期発見 在園児や未就園児の保護者からの相談を通して、子どもや家庭の課題に必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	幼児課
	④小・中学校での相談を通じての早期発見 保護者からの相談や学校での様子を通して、子どもや家庭の課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	学校教育課
	⑤放課後児童クラブでの早期発見 保護者からの相談やクラブでの様子を通して、子どもや家庭の課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	生涯学習課
	⑥家庭児童相談での早期発見 保護者からの相談を通して、子どもや家庭の課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	子育て支援課
	⑦地域との連携による早期発見 自治会長、民生委員・児童委員、地域の事業所、社会福祉施設などの地域による支え合いの形をつくります。また、社会福祉協議会と協力し、地域での見守り合い活動や親子サロンおよび多世代交流サロンを通じて、支援が必要な家庭や子どもを早期発見し、生活支援や福祉制度へつなぎます。	社会福祉課
【21】 子どもたちを応援する地域づくり	①地域資源の掘り起こしと育成 ^新 社会福祉協議会と連携・協力し、子どもたちを応援する地域や支援者を、人材育成から活動の運営までトータルにサポートする体制を整備します。	子ども・若者課
	②地域・民間の力を発揮する仕組みづくり ^新 社会福祉協議会と連携・協力し、生活困窮家庭などに対して生活用品や衣類などを無料で提供または貸出を行う仕組みを検討します。	社会福祉課

施策	施策の内容	取組主体
<p>【21】 子どもたちを応援する地域づくり</p>	<p>③フードバンクの支援・体制づくり^新 社会福祉協議会と連携・協力し、生活困窮者支援や食品ロスを減らす取組であるフードバンクを実施する地域・民間団体を支援する体制づくりを検討します。</p> <p>④制服・学用品などのリユースの仕組みづくり^新 社会福祉協議会と連携・協力し、生活困窮世帯に対して制服・体操服、学用品などのリユース（再利用）に対するニーズを把握するとともに、活動を行う地域・民間団体を支援する体制づくりを検討します。</p> <p>⑤身近な地域での声かけ 社会福祉協議会と連携・協力し、地域での見守り合い活動や親子サロンおよび多世代交流サロンを通じて声かけを行い、生活困窮世帯の孤立を防ぎます。また、民生委員・児童委員などに対して、子どもの貧困に関する啓発・研修を行い、みんなで子育て家庭・子どもたちを応援する気運を高めます。</p>	<p>社会福祉課 子育て支援課 子ども・若者課</p> <p>社会福祉課 子育て支援課 子ども・若者課 学校教育課</p> <p>社会福祉課 子ども・若者課</p>
<p>【22】 市民への啓発</p>	<p>①シンポジウム・フォーラムなどを通じた研修・啓発 「人権のまちづくりフェスタ」や「青少年健全育成フォーラム」などにおいて広報活動・啓発を行い、子どもたちを応援する気運を高めます。</p> <p>②図書館での啓発 子どもの貧困の現状や関係機関の取組などについて、関連図書を通して多くの利用者に知ってもらうための啓発を行います。</p>	<p>人権政策課 子ども・若者課</p> <p>図書館</p>
<p>【23】 ふるさと納税制度などの周知・啓発</p>	<p>ふるさと納税制度などの活用 福祉事業推進に充てられる「ふるさと彦根への思いやり福祉事業」や社会福祉協議会「彦根善意銀行」を周知・啓発し、子どもたちを応援する善意を形にしていきます。</p>	<p>まちづくり推進室 社会福祉課</p>
<p>【24】 子どもの貧困対策の情報収集と提供</p>	<p>情報の収集と提供^新 各機関が実施する子どもの貧困対策に関する情報を収集し、一元化したうえで、彦根市ホームページ、ガイドブックなどで情報提供します。</p>	<p>子ども・若者課</p>
<p>【25】 庁内体制の整備</p>	<p>①子どもたちを応援する庁内体制づくり^新 社会生活を円滑に行う上での困難を有する子ども・若者が、健やかに育成される環境を整備するなど、総合的な子ども・若者支援を推進するため、庁内関係部署における支援体制を整備します。</p> <p>②関係機関への研修・啓発 子どもの貧困に関して、保育所・幼稚園・学校・放課後児童クラブなど子どもに関わる機関に従事する職員への研修・啓発を行います。</p>	<p>子ども・若者課</p> <p>幼児課 子ども・若者課 学校教育課 生涯学習課</p>

第5章 計画の成果指標

本計画では、3つの基本視点における施策を推進することにより、基本理念である「子どもたちの学びと育ちをみんなで応援します」を達成することを目指します。そのため、基本視点ごとに施策の成果指標を設定し、指標の達成に向けて施策を着実に推進し、計画の管理・評価を行います。

成果指標の注意点

- 関連施策番号は、指標に関連する第4章における施策の番号です。第4章の施策【1】の①に関連する指標は、「【1】①」のように記載しています。
- 備考において、彦根市子ども・若者プランの成果指標を再掲する場合、「子ども・若者プラン（再掲）」と記載しています。
- 現況値は、平成28年4月1日現在の数値ですが、異なる場合は別途記載しました。

基本視点1 子どもたちの学びを応援

No	指標	現況値 (H28)	目標値 (H31)	関連施策 番号	備考
1	地域子育て支援センターの整備	2か所	3か所	【1】①	子ども・若者プラン(再掲) 地域子育て支援センターの整備の進捗状況がわかります。
2	家庭支援推進保育士の配置	12園	13園	【2】②	家庭支援推進保育士の配置の進捗状況がわかります。
3	保育所一時預かり事業の実施	19園	25園	【2】③	子ども・若者プラン(再掲) 一時預かり事業の取組の進捗状況がわかります。
4	保育所待機児童の解消 (4月1日現在の待機児童数)	51人	0人	【2】⑤	子ども・若者プラン(再掲) 保育ニーズに対する取組の進捗状況がわかります。
5	児童生徒の基礎・基本的な学習内容の習得状況	小 74.5% 中 67.3% H28年度結果	小 80.0% 中 80.0%	【3】①	子ども・若者プラン(再掲) 80.0%を目指すために、授業改善や学力補充、支援員の配置などに取り組みます。
6	就学援助認定基準の拡大	生活保護の基準の1.2倍	拡大	【3】⑥	就学援助認定基準の拡大に向けた取組の進捗状況がわかります。
7	スクールソーシャルワーカーの配置	1名配置	2名配置	【6】①	スクールソーシャルワーカーの配置の進捗状況がわかります。
8	地域での学習支援教室の整備	1か所	7か所	【7】	子ども・若者プラン(再掲) 学力支援教室の整備の進捗状況がわかります。中学校区に1か所の整備を目指します。
9	放課後などの学習支援員の登録者数	23人	35人	【7】①	学習支援員の確保に向けた取組状況がわかります。

基本視点2 子どもたちの育ちを応援

No	指標	現況値 (H28)	目標値 (H31)	関連施策 番号	備考
10	放課後児童クラブ受入児童数	1,214人	1,372人	【10】①	子ども・若者プラン(再掲) 放課後児童クラブのニーズに対する取組の実施状況がわかります。
11	子ども食堂・学べる場の整備	0か所	17か所	【11】②	子ども食堂・学べる場の整備状況がわかります。
12	フリースペースの整備	0か所	3か所	【11】③	フリースペースの整備状況がわかります。
13	若者の居場所の整備	0か所	3か所	【11】④	若者の居場所の整備状況がわかります。
14	ひとり親家庭の親子が過ごせる居場所の整備	0か所	1か所	【11】⑤	ひとり親家庭の親子が過ごせる居場所の整備状況がわかります。
15	ショートステイ受入施設数	2か所	3か所	【12】	子ども・若者プラン(再掲) 子育て短期支援事業の取組の進捗状況がわかります。
16	いきがいわくワークセンターにおける就労決定件数	— H28年度開設	50件/年間	【14】①	センターにおける就労支援の取組の進捗状況がわかります。
17	自立支援教育訓練給付・高等職業訓練促進給付金受給者数	8人 H27年度実績	9人	【14】②	教育訓練・職業訓練の取組の進捗状況がわかります。
18	ひとり親家庭向け市営住宅の募集	1件/年間	1件/年間	【17】②	ひとり親家庭向け市営住宅の募集状況がわかります。

※No.11 子ども食堂・学べる場の整備、No.12 フリースペースの整備の現況値については、滋賀県社会福祉協議会滋賀の縁創造実践センターの補助で実施されているものもありますが、本計画の現況値としては「0か所」としています。なお、彦根市内ではこの補助を受けて、子ども食堂が5か所、フリースペースが1か所実施されています。(平成29年1月現在)

基本視点3 みんなで応援

No	指標	現況値 (H28)	目標値 (H31)	関連施策 番号	備考
19	子どもの貧困に関する相談窓口の開設	未開設	開設	【18】①	相談窓口の開設状況がわかりません。
20	むし歯のない3歳児の割合	79.5% H27年度実績	90.0%	【18】④	子ども・若者プラン(再掲) 子どもの口腔状態は、保護者の子どもへのかかわりや食生活も影響することから、保護者の養育状況を図る指標になります。
21	関係機関による支援ネットワークの整備	未整備	整備	【19】①	支援ネットワークの整備状況がわかりません。
22	乳児家庭全戸訪問の訪問割合	89.9% H27年度実績	100%	【20】①	子ども・若者プラン(再掲) 乳児家庭全戸訪問の訪問状況がわかりません。
23	地域資源を掘り起こし、育成する体制の整備	未整備	整備	【21】①	地域資源を掘り起こし、育成する体制の整備状況がわかりません。
24	支援対策ガイドブックの作成	未整備	作成	【24】	ガイドブック作成の進捗状況がわかりません。
25	庁内体制の整備	未整備	整備	【25】①	庁内体制の整備状況がわかりません。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の進行管理

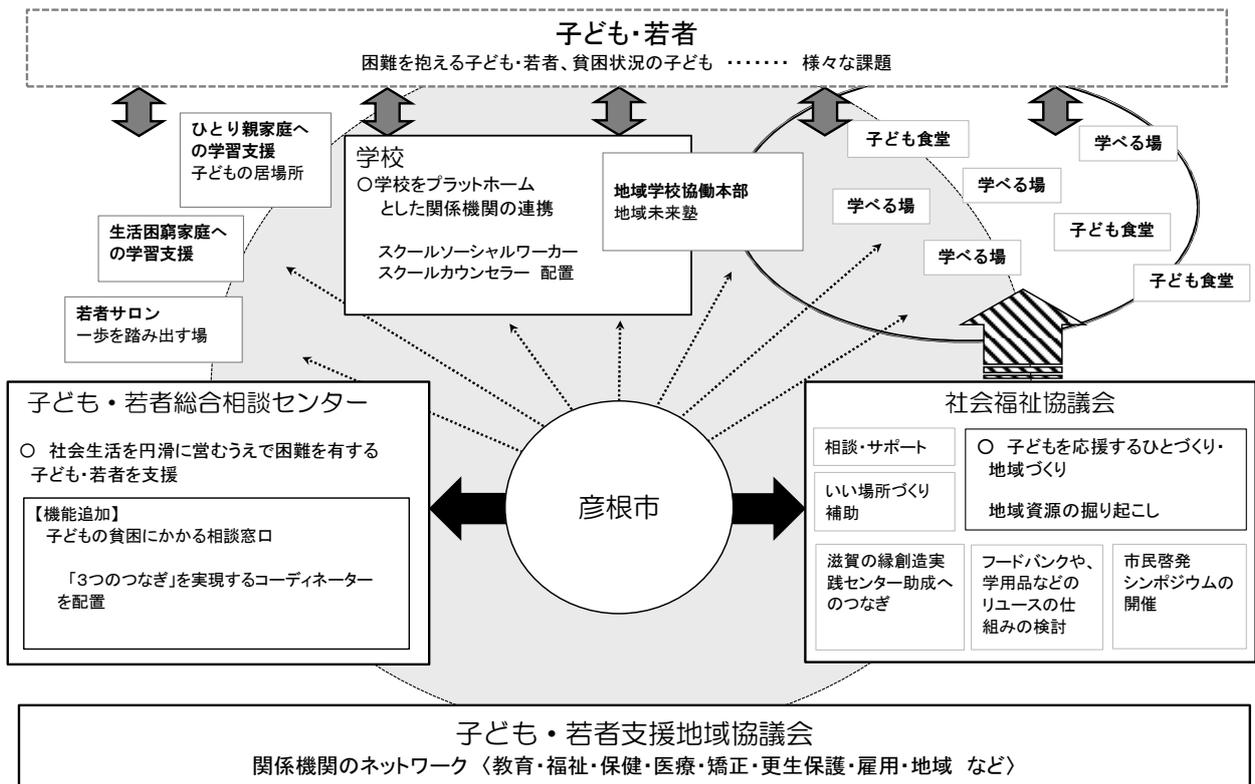
本計画で定めた各施策や事業などについて、「彦根市子ども・若者会議」において、Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）のプロセスを踏まえた「PDCA サイクル」に基づき、計画の進行管理および評価を行います。

また、その結果によっては、計画に記載する施策の見直しを行うなど、計画の柔軟性を確保します。事業の継続・拡大についても、必要な事業費を毎年度の予算編成の中で検討し、精査するとともに、事業手法の見直しや、国・県の補助制度の活用などの財源確保についても随時検討することとし、効果的・効率的な事業実施に努めます。

2. 関係機関との連携

本計画を実現していくため、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会その他の関係者と具体的な事業展開を想定した協力関係を構築し、施策を展開します。

■連携イメージ



1. 子ども・若者プランの概要

(1) 計画の概要

① 計画策定の背景と趣旨

わが国の少子化が急速に進行している中、出産年齢の高年齢化や生涯未婚率の増加、出生する子どもの数の減少などが指摘されています。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、インターネットの普及による有害情報の氾濫、ニートやひきこもり、いじめや不登校、虐待、子どもの貧困など様々な問題が顕在化し、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。

彦根市では、次の時代を担う子ども・若者の健やかな成長と自立を社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「彦根市子ども・若者プラン」を策定し、乳幼児期からの保育・教育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、青少年の健全育成や母子保健対策を図るなど、子ども・若者の支援を一体的に捉え、計画の推進を図ってまいります。

なお、「彦根市子ども・若者プラン」は、「子ども・子育て支援法（第61条）」および「子ども・若者育成支援推進法（第9条）」に基づく法定計画として策定するものであり、本市における保育・教育および地域子ども・子育て支援事業、子ども・若者育成支援事業の充実のほか、母子保健事業、ひとり親への支援施策の展開など、子ども・若者を取り巻く各種支援の包括的な整備に向けた計画を定めるものです。

② 計画の基本理念

子ども・若者、また、子ども・若者を取り巻くすべての人が、元気に子ども・若者の支援に参加し、お互いにつながり、協力し合いながら、ともに「育ち・育てる」環境をより一層充実していくため、以下の基本理念を掲げます。

子ども・若者の元気を応援するまち ひこね

③ 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

(2) 計画の基本視点と施策体系

① 基本視点

1. 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり

すべての子ども・若者の「最善の利益」が実現されるよう、家庭や地域、学校など、あらゆる分野に関わる人々が、子どもや子育て中の保護者、若者の気持ちに寄り添い、支えることができる社会環境づくりを進めるとともに、子ども・若者を包括的に支援するネットワークを構築します。

2. 子ども・若者の育ちに応じた支援

子どもの発達と学びの連続性をもたせ、ライフステージに応じた支援を展開するとともに、子どもや子育て家庭、若者に関する情報提供や相談支援の充実に向けて、相談窓口の活用の促進や地域子育て支援拠点の機能強化、若者の自立に向けた支援を行います。

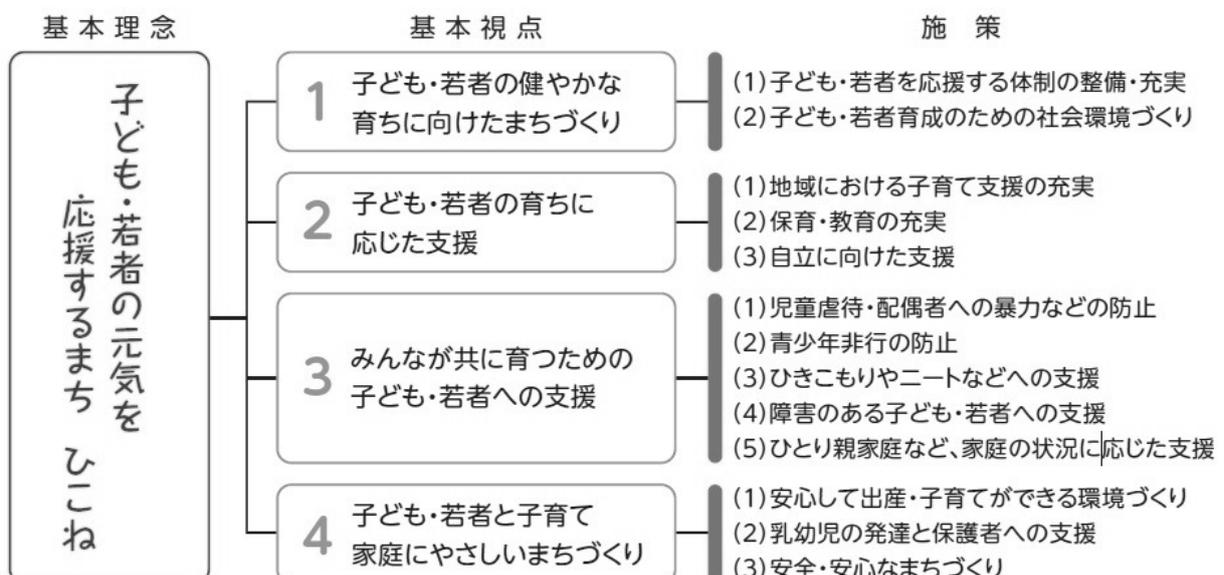
3. みんなが共に育つための子ども・若者への支援

子ども・若者の視点に立ち、児童虐待や子どもの貧困、ひとり親家庭への支援、障害のある子ども・若者やその家庭への支援など、特別な支援や社会的に援助が必要な子ども・子育て家庭などに対して、一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。また、成長過程においてニートやひきこもり、生活困窮などに陥った若者に対しても、年齢によって異なる不安や悩みに対して、相談をはじめ、柔軟に対応できる支援を充実します。

4. 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり

子ども・若者の健やかな育ちに向け、福祉・保健・医療の関係機関などと連携を図り、母子保健サービスの充実を図るとともに、身近で安心して出産や養育ができる環境の整備を行います。また、ワーク・ライフ・バランスの推進や子ども・若者が安全に過ごせる地域づくりを進めるなど、子ども・若者、子育て家庭に配慮したまちづくりを行います。

② 施策体系



(3) 指標

指標	現況 平成 25 年度	目標 平成 31 年度	説明
1. 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり			
(仮称)彦根市子ども・若者支援センターの設置	未開設	1か所	(仮称)彦根市子ども・若者支援センターの設置状況がわかります。
(仮称)彦根市子ども・若者支援ネットワークの整備	未整備	整備	(仮称)彦根市子ども・若者支援ネットワークの整備状況がわかります。
関係機関・団体の実施事業の提言反映状況	701 事業	840 事業	青少年健全育成事業の取り組み状況がわかります。
2. 子ども・若者の育ちに応じた支援			
子育てサポーター登録者数(4月1日現在)	64 人	100 人	子育てサポーターの育成への取り組みの進捗状況がわかります。
保育所待機児童の解消(4月1日現在の待機児童数)	46 人	0人	保育ニーズに対する充足状況がわかります。
児童生徒の基礎・基本的な学習内容の習得状況	小学校 65.2% 中学校 70.1%	小学校 80.0% 中学校 80.0%	数値は、全国学力・学習状況調査A問題(基礎・基本)の正解率を示します。80%をめざすために、授業改善や学習補充、支援員の配置などに取り組みます。
新体力テスト総合評価平均値	小6 3.14 点 中3 3.41 点	小6 3.33 点 中3 3.64 点	目標値は平成 25 年度滋賀県平均得点を示します。体育の始業時の予備運動を改善し、中休みなど運動しようとする環境を整え、体力向上を図ります。
3. みんなが共に育つ子ども・若者への支援			
家庭相談件数	474 件	768 件	相談が必要な家庭への対応状況がわかります。
ひとり親家庭への就労支援件数	0件	25 件	ひとり親家庭への就労支援の状況がわかります。
地域での学習支援教室の整備	0か所	7か所	学習支援教室の整備状況がわかります。 中学校区に1か所の整備をめざします。
4. 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり			
むし歯のない3歳児の割合 (3歳6か月児歯科健診受診結果)	80.4%	90.0%	子どもの口腔状態は、保護者の子どもへのかかわりや食生活も影響することから、保護者の養育状況を量る指標になります。個別指導、健康教室、健康診査などの機会を通して、啓発・指導を充実します。
夜9時まで(夜9時を含む)に寝ている子どもの割合 (3歳6か月児健診時の問診結果)	54.1%	59.0%	適切な生活リズムが身についているかを見る指標です。子どもの生活リズムは、家庭環境も影響し、保護者の理解と努力が必要であることから、乳幼児健康診査などにおいて、保護者が生活リズムを振り返る機会をつくり、適切な生活リズムが身につけられるよう助言を行います。
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定事業所数	87 事業所	100 事業所	市内事業所の次世代育成対策への取り組みの進捗状況がわかります。
小学校区単位で結成される自主防犯活動団体結成数	13 団体	17 団体	自主防犯活動団体の結成状況がわかります。
5. 教育・保育環境の整備			
公立幼稚園からの認定こども園への移行園数	0園	5園	認定こども園への移行の進捗状況がわかります。
利用者支援事業実施箇所数	0か所	1か所	利用者支援事業への取り組みの進捗状況がわかります。
時間外保育事業(延長保育事業)実施保育所数(認定こども園を含む)	25 園	30 園	時間外保育事業(延長保育事業)への取り組みの進捗状況がわかります。
放課後児童クラブ受入児童数	918 人	1,372 人	放課後児童クラブのニーズに対する取り組みの実施状況がわかります。
子育て短期支援事業(ショートステイ)受入施設数	2か所	3か所	子育て短期支援事業への取り組みの進捗状況がわかります。
乳児家庭全戸訪問の訪問割合	89.3%	100.0%	乳児家庭の全戸訪問への取り組みの実施状況がわかります。
養育支援訪問件数	1,313 件	1,410 件	養育支援訪問への取り組みの実施状況がわかります。
地域子育て支援センターの整備	2か所	3か所	地域子育て支援センターの整備への進捗状況がわかります。
公立幼稚園における水曜日の預かり広場の実施	未実施	10 園	水曜日の預かり広場の実施への取り組みの進捗状況がわかります。
保育所における一時預かり事業の実施(認定こども園を含む)	18 園	25 園	一時預かり事業への取り組みの進捗状況がわかります。
病児・病後児保育事業の実施	1か所	1か所	病児・病後児保育事業への取り組みの実施状況がわかります。
ファミリー・サポート・センター提供会員の確保	182 人	190 人	提供会員の確保への取り組みの進捗状況がわかります。
妊婦健康診査 受診回数	12,371 回	15,400 回	妊婦健康診査の受診回数の状況がわかります。

2. 彦根市教育大綱の概要（平成 28 年 2 月策定）

（1）趣旨

彦根市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、彦根市における教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

（2）期間

平成 27 年度から平成 29 年度までの3年間

（3）体系図

基本方針	基本目標
ふるさと彦根に愛着と誇りを持ち、次代を担う心豊かでたくましい人を育みます	子ども一人ひとりの力を伸ばし、「生きる力」を育みます
	持続可能な社会を担う人づくりを進めます
	次代を担う地域の子どもをみんなで守り育てます
	市民一人ひとりが生きがいをもって、心豊かに学び続けられるまちをつくれます
	歴史と伝統を生かし、文化の香り高いまちをつくれます

（4）基本方針

ふるさと彦根に愛着と誇りを持ち、次代を担う心豊かでたくましい人を育みます

市民一人ひとりが先人のたゆまない努力によって築かれた郷土に誇りと責任を持ち、明日の彦根を拓く心豊かでたくましい人を育む教育をめざします。

（5）基本目標

1. 子ども一人ひとりの力を伸ばし、「生きる力」を育みます

- 児童・生徒の学力向上を目指し、課題解決型授業（アクティブ・ラーニング）等、教育の質の向上を実現するための研究を推進します。
- 身体を鍛え、人間性を高め、心身ともにたくましい子どもたちを育みます。
- 教育環境の整備・充実を図り、教職員を適正に配置して、児童・生徒個々に応じたきめ細やかな教育や、豊かな人間関係と規範意識の育成に努めます。
- 各学校における読書活動の推進を図るとともに、特別支援教育の充実や小中一貫教育の推進に取り組めます。

2. 持続可能な社会を担う人づくりを進めます

- 「持続発展教育（ESD）」による特色ある学校・園づくりを推進するとともに、彦根の先覚に学び彦根で育ったというアイデンティティを育みます。
- 歴史・文化を生かした郷土教育を進め、国際社会を生き抜くグローバルな人材育成のための英語教育の推進に努めます。
- 人権の意義や人権問題について正しく理解するとともに、自分と他者の人権をともに大切に、実践的な行動力を身につけられるよう人権教育を推進します。

3. 次代を担う地域の子どもをみんなで守り育てます

- 地域において安心して子育てができる環境を社会全体で整備し、家庭教育が充実するよう支援します。
- 子どもの安全・安心な居場所づくりや、いじめ等問題行動の対策を進めるとともに、学校・家庭・地域の連携体制の構築、青少年支援の充実による青少年の健全育成・非行防止に努めます。
- 地域の災害史に深く学び、彦根の特性を生かし、環境特性や災害特性に即した防災教育に努めます。

4. 市民一人ひとりが生きがいをもって、心豊かに学び続けられるまちをつくります

- 「学び合い・つながり・活かす生涯学習のまちづくり」を進めるほか、図書館サービスの充実や生涯スポーツの推進に努めます。
- 平成36年に開催される国民体育大会に向けた競技力の向上など、スポーツの振興に取り組みます。
- 市民一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現に向け、人権感覚あふれる地域コミュニティの創造に力を入れていきます。

5. 歴史と伝統を生かし、文化の香り高いまちをつくります

- 市内に残る指定・登録文化財の適切な修理や整備等を行い、後世に良好な形で守り伝えるとともに、点在する数多くの文化財を地域の歴史や景観に根差した文化財群ととらえ、地域住民とともに歴史と文化を生かしたまちづくりに取り組めます。
- 文化・芸術の振興を図るため、市民団体や学校教育機関との連携のもと、彦根らしい地域文化の創造や文化芸術活動を担う次世代の育成に努めます。

3. 彦根市子ども・若者会議条例

(設置)

第1条 子どもおよび若者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、彦根市子ども・若者会議(以下「子ども・若者会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・若者会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項各号に掲げる事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、子どもおよび若者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・若者会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 法第6条第2項に規定する保護者

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(5) 子どもおよび若者に関する施策に関し学識経験のある者

(6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 子ども・若者会議に会長および副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、子ども・若者会議の会務を総理し、子ども・若者会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・若者会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

ただし、会長および副会長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・若者会議は、会議において必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めてその意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 子ども・若者会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、前項の委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

6 前条(第1項ただし書を除く。)の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項および第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 子ども・若者会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・若者会議の組織および運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

4. 彦根市子ども・若者会議 委員名簿

氏名	所属団体	備考
大菅 順市	滋賀県高等学校長協会湖東ブロック	
川崎 敦子	特定非営利活動法人 芹川	
黒川 隆徳	彦根市民生委員児童委員協議会連合会	
児玉 恵子	彦根市保育協議会	
後藤 絵美子	公募	
酒向 健太	彦根市PTA連絡協議会	
柴田 雅美	特定非営利活動法人 Links	
菅野 道英	子ども家庭相談センター	
高橋 信二	滋賀県中小企業家同友会	副会長
永井 敬一	株式会社 平和堂	
西川 正晃	大垣女子短期大学	会長
野田 清美	彦根市母子福祉のぞみ会	
野村 澄子	市内私立幼稚園	
福井 久美子	認定特定非営利活動法人 NPO ぼぼハウス	
福原 快隆	彦根保護区保護司会	
古池 栄子	湖東健康福祉事務所	
森野 克彦	彦根市保育園保護者会連絡協議会	
山田 孝	彦根市小・中学校校長会	
矢守 啓伸	彦根地区労働者福祉協議会	

※50音順・敬称略

5. アドバイザー

幸重 忠孝 氏 (幸重社会福祉士事務所代表)

児童養護施設職員、大学教員を経て、幸重社会福祉士事務所を設立。現在は、滋賀県教育委員会のスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーのほか大学で非常勤講師として教壇にも立っている。

6. 計画の策定経過

年 月 日	経 緯
平成 28 年 8月9日	「子どもの貧困」に関する研修会 テーマ「子どもの貧困についてー相対的貧困家庭で子どもが育つことー」 講師：幸重社会福祉士事務所 代表 幸重忠孝 氏
9月1日	平成 28 年度 第 1 回彦根市子ども・若者会議 ＜議事事項＞ （1）彦根市子ども・若者プランの進行管理について （2）彦根市子どもの貧困対策計画の策定について ・計画の概要 ・実態調査案について ・スケジュール
9月16日	平成 28 年度 第 2 回彦根市子ども・若者会議 ＜議事事項＞ （1）子どもの生活に関するアンケート調査について
12月1日	平成 28 年度 第 3 回彦根市子ども・若者会議 ＜議事事項＞ （1）アンケート調査の結果について （2）ニーズの整理、計画策定の視点について
平成 29 年 1月30日	平成 28 年度 第 4 回彦根市子ども・若者会議 ＜議事事項＞ （1）計画素案について （2）基本理念について （3）今後のスケジュールについて 意見公募：平成29年2月15日（水）から3月14日（火）
3月24日	平成 28 年度 第 5 回彦根市子ども・若者会議 ＜議事事項＞ （1）彦根市子どもの貧困対策計画素案について （2）彦根市子ども・若者プランの進行管理について （3）特定教育・保育施設等の利用定員の設定と認可について （4）平成29年度のスケジュールについて

7. 用語解説

あ

生きる力

確かな学力（基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力）と、豊かな人間性（自らを律しつつ、人とともに協調し思いやる心や感動する心など）と、健康・体力（たくましく生きるための健康や体力など）のバランスのとれた力のこと。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所などにおいて、一時的に預かり、必要な保育を行う事業

か

家庭児童相談

家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所において相談・指導などを行う事業

キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

国民生活基礎調査

保健・医療・福祉・年金・所得など国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする統計調査。国勢調査などと同様に、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく調査の一つであり、厚生労働省が昭和 61 年から毎年実施している。

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

子ども食堂

子どもが一人で食事をするのを防ぐため、子ども一人でも利用しやすく、無料もしくは低額で食事ができる場もしくは取り組み。

子どもの貧困

貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）に満たない所得で暮らす相対的貧困の 17 歳以下の子どもの存在および生活状況。詳しくは「相対的貧困率」を参照

子ども・若者総合相談センター

何らかの生きづらさを抱える子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるように、サポートあるいはコーディネートするための総合相談窓口

さ

就学援助

学校教育法上の実施義務に基づき、学校給食費や学用品費などの支払いが経済的に困難な保護者の方に対し、申請に基づいて費用の一部を援助する制度

住宅セーフティネット

住宅市場の中で、独力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体状況などに適した住宅を確保できる仕組み

奨学金

経済的理由などによって修学に困難がある学生に対し、金銭的な援助を行い、就学・通学を援助するためのお金、または制度。学業成績などにより、金額や無利子・有利子などの制度に違いがある。

食育

平成 17 年 7 月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。

スクールカウンセラー

学校現場において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家

スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識や技術を活用し、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎながら、問題や悩みを抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、解決に向けて支援する専門家

生活困窮者自立支援法

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方（生活困窮者）を、生活保護に至る前段階で、相談支援や就労に関する支援、緊急的な支援などを行い、自立できるようにすることを目的とした法律

青少年立ち直り支援センター「あすくる彦根」

中学生（ケースによっては小学校高学年）から 20 歳未満の青少年に対し、生活改善、就学、就労、家庭支援、自分探しなどを支援する場

相対的貧困・相対的貧困率

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（等価可処分所得の中央値の半分の額＝貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料などを除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない者の割合を「相対的貧困率」といい、ここに属する状態を相対的貧困という。

た

待機児童

希望する保育所に入所申請したにも関わらず、定員などの関係で入所することができない児童

多文化共生社会

地域に暮らす住民同士が、国籍や民族、文化、言葉などの「ちがいを認め合い、支え合う関係を持って暮らしていく状態、またはそのような環境

地域学校協働本部

従来の学校支援を基盤にしなが、地域と学校が連携・協働して、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関など、幅広い地域住民などの参画により、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進する体制

地域子育て支援センター

公共施設や保育所、児童館など、地域の身近な場所において、育児に関する不安や悩みを相談したり、子育てを行う保護者同士が気軽に交流できる場

特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握しながら、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行う教育

な

乳児家庭全戸訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業

は

ひきこもり

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態

フードバンク

包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、品質に問題がなくても流通に出すことができない食品を企業や個人などから集め、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。また、そういった食品を備蓄・流通させるための活動

フリースペース

保護者が家にいないときなど、学習や食事、遊びの場、憩いの場といった特定の用途に限定されず、子どもが安心して過ごすことができる場

ふるさと納税

「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」そのような問題提起から始まり生まれた、納税者が、都道府県、市区町村を自由に選択して行うことができる寄付制度。寄付をした金額が所得税・個人住民税から還付・控除されるほか、寄付した自治体や地域の特産品をお礼として受け取ることができるといったメリットがある。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や土曜日、学校の長期休業期間などに小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

や

養育支援訪問事業

育児のストレスや産後に発症するうつ病などの問題によって、子育てに対して不安や孤立感などを抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者などによる育児・家事の援助、また、保健師などによる具体的な養育に関する指導助言などを訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業

ら

ライフプラン

就学や就職、結婚、子育て、住宅の購入、病気・事故などを見通した人生設計のことであり、主に金銭面からの生活設計を指すことが多い。

リユース

一度使用して不要になったものなどを、元の形のままで再利用すること。

わ

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることを提唱する考え方

彦根市子どもの貧困対策計画

発行：彦根市
編集：彦根市福祉保健部 子ども・若者課
住所：〒522-0041
滋賀県彦根市平田町 670 番地
TEL：0749-49-2251
FAX：0749-26-1768
発行年月：平成 29 年 3 月
